

道元『知事清規』所引ナンダ出家譚の文献的背景

袴 谷 憲 昭

一序

道元の所謂「永平清規」として後世編集刊行された六篇中の最後を飾るのが『日本国越前永平寺知事清規』（以下『知事清規』と略称す）であるが、その冒頭では、「知事為貴而尊、須撰有道耆德、其例」として、「知事」の業務に言及のある「ナンダ出家譚」⁽¹⁾が引用されている。その引用典拠が湛然の『止觀輔行伝弘決』⁽²⁾であることは夙に鏡島元隆博士によつて指摘されており、極最近では、石井修道博士を監修者とする研究会によつて『知事清規』全体の典拠が精査され直した上でその成果が公けにされてゐるが、上記の例は、当然のことながら、その第一として「難陀受戒」⁽³⁾の項目下で能引所引上下対照され明示されているのである。

といひで、私見によれば、「清規」とは禪宗教団における「習慣」「生活」の規定にほかならないから、禪宗教団が仏教教団

でもある以上は、「清規」の考察に、仏教教団における如上の側面の規定である律藏の関連記載を度外視することは許されないであろう。⁽⁴⁾その意味で、道元が引用した湛然の記載そのものが、義淨訳の、従来知られていた『大宝積經』中の「仏說入胎藏會」のみならず、その並行文献ともいふべき、「根本說一切有部毘奈耶雜事」中の「ナンダ出家譚」⁽⁵⁾との関連において考察されなければならないと思うのである。

本稿は、その「ナンダ出家譚」を、道元所引の湛然の記載、即ち石井博士監修下で「難陀受戒」と称された例話の文献的背景を探る目的で考察しようとするものであるが、まず、その共通の話題の中心を「ナンダ出家譚」のように「出家 (pravrajya)」とすべきなのか「難陀受戒」のように「受戒 (upasampad, upasampatti, 受具足戒)」とすべきなのかを問題としなければならない。しかるに、この問題をそれぞれの文献について確かめてみると、前者では明らかにナンダ (Nanda、難陀) の「出家」が

話題の中心にあるのに対し、後者では基本的な話の筋は前者と共通でありながらもその話を引き出す冒頭で「仏知難陀受戒時至」と示されているのでこの題名が「難陀受戒」と称されても決して不都合ではないことになるのである。しかし、一般的に言えば、仏教教団の確立された後では、「出家」と「受具足戒（受戒）」は厳密に区別されなければならない。それを垣間見る」といのである。一齣を根本説一切有部の「律雜事」(Dul ba phran tshegs kyi gzhki)より示せば次のとおりである。

仏世尊はシユラーヴィアスティー（舍衛城）のジェータ林にあるアナータピンドダダの園林に滞在しておられた。「ちょうどその頃」ウバナンダ(Upananda)氏(āryusmatā、具寿)の沙弥(sramanera)が具足戒を受けることを望んだので、彼(ウバナンダ)は、具足戒を受けさせるために、式司会者(jas byed pa, karmakaraka、作羯磨師)の比丘と点検指導者(gsang ste ston pa, raho'nuśāsaka、屏教者)など「然るべき」比丘たちに「戒」壇(dkyil 'khor, mandala)に来るよう要請し、それから沙弥と坐具を伴つて「戒」壇に先に来て「戒」壇を清掃し座席を準備しても比丘たちは来ず、ウバナンダがあちこち見渡すと、彼にある花の木が見えたので、彼は、「沙弥よ、とりあえず「あの」花を取ってきて比丘たちに順次に「配り」なさい。」と言つた。彼「沙弥」が「木に」登ると、不運にして落ちて手を損傷してしまふ、その」と自体が、彼が具足戒を受けて比丘であること(dge slong gi dngos po, bhiksū-blava⁽⁹⁾)の障害になったので、その状

況を世尊に比丘たちが申し上げると、世尊がおっしゃつた。「例えば、転輪王の嫡子にして灌頂に値するがまだ灌頂されていない期間に当たつているものは、守護されるべきであり保護されるべきあるのと同様に、比丘は、具足戒を受けることを望んでいる沙弥をも守護し保護すべきである。それゆえ、比丘は、具足戒を受けることを望んでいる沙弥を木に登らせていけない。登らせたとすれば違犯となる」(gal tshab can du 'gvrū, sātiśāro bhavati)」と。

これは、後代の仏教教団において、ある違犯行為が定められた経緯について物語られたものであるが、ここでの我々の注意は、その物語の本筋ではなく、未成年の出家者である沙弥を弟子に持つてゐる和尚(mikhan po, upadhyaya)がその沙弥に具足戒を受けさせるためには、後代になつて有部で整理された「十種受具足戒(daśavidhā upasampat)」中の第九「由十衆「受具足戒」(daśa-vargena [upasampat])」であることが当然のこととして記述されてゐることに向かられねばならないのである。この「由十衆「受具足戒」」とは、所謂「三師七証」のことで、既に出家している未成年の沙弥に対し、彼が成年に達したために具足戒を受けさせるには、彼の師たる「和尚」とその受戒式の「式司会者」と当人の比丘たりうるかの資格を調査する「点検指導者」という三人の比丘(三師)と、その式の成立を見届ける証人としての七人以上の比丘(七証)、合計十人以上を必要とするという「受具足戒(upasampad)」のことにはかならない。これらの

べやの ||| 師の ||| は、同じ有部の『律事』(Dul ba gezhi, Vinaya-vastu)「出家事(Rab tu byung bai gzhin, Pravrajivā-vastu)」などにねじて、別な範疇下で説明されているのを認めうるが、このように、後代になれば、教団入門希望者は、まず未成年の沙弥として「出家」し、その後に成人してから「三師七証」の下で「受戒」して正式の比丘となるのが極一般的なようである。しかるに、後代成立の律文献であつても、話題が教団初期の入門希望者の記述に及ぶときは、ある意味で「当然のことかもしけないが、「出家」と「受戒」の区別はかなり曖昧なものとなる。根本説一切有部の「出家事」は、説一切有部の『十誦律』『受具足戒法』同様、基本的に「仏伝」を欠くものであるが、その代わり前半にシャーリプトラ(Sāriputra' 舍利弗、俗名、ウパティシュヤ、Upatissa' 鄭波底沙)とマハーヤウドガリヤーヤナ(Mahāmaudgalyāyana' 大目乾連、俗名コーリタ、Kolita' 俱哩多)との出家の物語は残してある。そこには、出家の場面での重要な定型句も登場するが、(1)では、その定型句をサンスクリットでも確認する」とを兼ね、サンスクリット原典をほぼ完備している同上『律事』の「破僧事(Saṅgha-bheda-vastu)」により、その定型句を有するウペリン(Upalīn' 鄭波離)⁽²⁾の出家譚の一節を示してみる。いふにしたが、仏世尊たちは、夜に三度、昼に三度、仏眼によつて世間を觀察する(buddha-cakṣusā lokam vyavakayanti)⁽³⁾が、それと全く同様に、

大声聞たちもまたそうである、といふのが、実に常法である(dharmaṭā hy esā)。(1)の律法により、大声聞)シャーリップトラ氏は、理髮師(kalpaka, 'breg m̄khan)ウバーリンが非常に困惑してくるのを見た。そして、見てから更に理髮師ウバーリンのいるところに近づき、近づいてから理髮師ウバーリンに次のように言った。「ウバーリンよ、おまえは、なぜ非常に困惑し、手に頬を着けて物思いに耽つて立つておる(kare kaplam dattvā cintā-paras tis̄thasi)⁽⁴⁾のか。」と。彼は言つた。「大徳シャーリップトラよ、一体どうして私が物想いに耽らずにいらっしゃるのでしょうか。と申しますのも、今やここで、あの身分や財産や若さを誇る青年たちが、豊富な後宮の女たちや豊富な蔵宝庫を捨てて出家したからであります。この飾りだけに愛着している私は、不適切ゆえに不幸に陥るのでしょうか。もしも私が卑しい身分(mitca-kula)に生まれていなかつたならば、私もまた、善く説かれた(svakhyata) 法と律(dharma-vinaya)において出家して、暴流を渡るたまに(oghāṇām uttaranāya)、束縛を超えるために(yogāṇām samatikramanāya)、精励し奮闘し邁進したかつたのですが(udṛūvyeṣyan ghaṭeyan vyāraccheyam)⁽⁵⁾。」(2)シャーリップトラ氏は言った。「あみ(bhadra-mukha, bzihm bzang)、(3)の偉大な聖仙(munindra)のお言葉(pravacana)は、素性(jāti)を核とするもの(sarakta)ではなく、「身分(kula)を核とするものでもなく」、血統(gotra)を核とするものでもなく、素養(sruta)を核とするものでもないが、しかし、おだ、(4)の偉大な聖仙のお言葉は、習得(pratipatti)を核

śatopasampamasya bhiksor īnyāpathenavasthitai⁽³³⁾

とするものなのである。如來たちは、素性や身分や血統を判断しない (na parikṣante) が、しかし、長時にわたってなされた業績 (karman) は判断されるのである。⁽³⁴⁾ もしも「おまえが」善く説かれた法と律において出家 (pravṛṭṭī) 具足戒を受け (upasampadā) 比丘である (bhiksū-bhava, dge slong gi dngos po)⁽³⁵⁾ を望むなどして、来なさい (ehi)。世尊の側に「我々は」行け。世尊がおまえを出家させてくれるだろ?」と。彼は承知した。ソリド、シャーリプトラ氏は、理髪師ウパーリンを連れて、世尊のこちらしゃるところへ近づき、近づいてから世尊の両足に頭で礼拝した後、世尊に次のように申し上げた。「大徳よ、いになるウパーリンは、善く説かれた法と律において出家し具足戒を受けて (upasampad) 比丘であることをお望みであります。それゆえ、世尊は、哀愍によりて (anukampaṇ upādaya)、「彼を」出家させ具足戒を受けるようにして下され。」⁽³⁶⁾ 「アーラームダ」彼は世尊によって呼びかけられた。「来なさい、比丘よ、梵行 (brahma-caryā・純潔行) を行がるがよ。」⁽³⁷⁾ ふ。世尊のお言葉が終るや否や、「ウバーリンは」坊主となり、大衣 (僧伽梨) で被われ、鉢と水瓶が手に握られており、髪と鬚が剃り落とされてから七日ほどの経つたよう〔にその姿が馴染く〕⁽³⁸⁾ で、威儀においては具足戒を受けてから百年も経つた比丘が立つてこるようであった (sa bhagavata abhaśītah ehi bhiksō cara brahma-caryam iii; bhagavato vāco'vasāna-samātanātāra eva mundā samyātā, saṅghātī-pravṛṭṭī, pātra-karaka-vyagra-hastā, sapitāhāvaropita-keśa-śmaśruh, varṣa-

以上のウパーリンの出家譚によれば、仏教教団においてはヒンドゥー的觀點からいえば卑しい身分の理髪師であつても釈尊の下で容易に出家できたりとが分かるが、その出家は、釈尊が「来なさい (ehi)」と呼びかけさえすれば、それが直ちに「具足戒を受け (upasampad, upasampadā)」⁽³⁹⁾ 比丘である (bhiksū-bhava)⁽⁴⁰⁾ でもあつたのである。このように、教団初期においては、「出家」と「受戒」の区別が曖昧であるといふか、「出家」即「受戒」と言つてもよい側面があつたのであり、それが後になつてパターン化されたものが、引用末尾に示されている、出家が成立した途端にその出家者がまるで百年も前から具足戒を受けていたようであつたという定型句にほかなりならぬ。この定型句が、引用直前に断つたように、教団としての最初の出家者とも言うべきソリド・シャーリプトラとマハーマウドガリヤーヤナにも適用されていたといふのは、いいでもう一度確認しておいた方がよいであろう。

さて、この種の定型句を处处に嵌め込みながらヒンドゥー的日常言語で仏教教団における「額價 (śīla・戒)」「生活 (viniyā・律)」について記録されてきた律藏は、説一切有部の見解によれば、それゆえに多くの場合「無記 (avyakṛta)」であるが、かくなれども、ヒンドゥー的日常に取り込まれやすいその局面を、多くの場合「難 (kuśala)」⁽⁴¹⁾ される經藏と論藏とに基づいて、仏

教の「思想(dristि・見)」「哲学(abhidharma・論)」⁽²³⁾から、批判(pravacaya、簡択)していかなければならないのである。そして、かかる観点から、先のウパーリンの出家譚や他とも共通する定型句を再考してみると、そこには理髪師でも出家できるとする反ヒンドゥー的な要素は示されているものの、やはり仏教の「思想」「哲学」を欠如した極めてヒンドゥー的な「習慣」「生活」の面が濃厚に現われていると言わざるをえないであろう。その典型が、定型句でも強調されてくる、釈尊による梵行(brahma-carya、純潔行)の勧めにほかならない。しかるに、梵行とは、仏教の「思想」「哲学」の解釈を俟たなければ、文字どおり性的純潔を守るヒンドゥー的苦行(tapas)⁽²⁴⁾以外のなにものでもないのである。それゆえ、ヒンドゥーイズムの聖典「バガヴァッドギーター(Bagavadgītā)」第一七章第一四頌では、苦行が梵行と絡めて、次のように謳われている。

deva-dvija-guru-brāhma-pūjānam sāucam āśīvam/

brahma-caryam ahimsā ca śārīram tapa ucyate//

(天) バラモンと尊師と知者への供養、清浄、質直、梵行、そして

不殺害とは、身体的苦行と言われる。)

このように、ヒンドゥー世界においては、「解脱を望む(mokṣa-kālīśin)」理想的宗教者は梵行を含む厳格な苦行を行じている人でなければならないので、たとえ苦行を否定した仏教であらうとも、その「思想」「哲学」を明確に示そうとするわ

けではなくして教団の「習慣」「生活」を記録し伝承しようとした律藏には、この種のヒンドゥー的世界觀が反映されがちなのである。そして、本稿で取り上げようとしている「ナンダ出家譚」もその例外ではない。というのも、釈尊の異母弟であるナンダにおいても、当初不本意に開始された出家は、後にその目的を「生天(syava)」から「涅槃(nirvāna)」へ変えることはあったにせよ、手段たる「梵行」の苦行的性格までをも変更する」とは終に起りえていないからである。

以下に、節を改めて、この「ナンダ出家譚」の要約的紹介を中心とする註釈的考察に移りたいと思うが、その底本には、根本説一切有部の『律雜事』のチベット訳を用いる。⁽²⁵⁾その上で、上記相應の義淨訳『根本説一切有部毘奈耶雜事』中の当該箇所を参照するのは言うまでもないが、それらの並行文献たる同じ義淨(六三五一七—三)の手になる前出の『大寶積經』『仏說入胎藏會』の当該箇所も当然のことながら参考する。更に、短いものの如上と類似の物語を有する『雜寶藏經』第九六話「仏弟難陀為仏所逼出家得道緣」⁽²⁶⁾の前半部分をも適宜参考するであろう。

しかるに、こので、道元『知事清規』冒頭の典拠となつた湛然(七一一一七八)の記載 자체に戻つておけば、私の現時点での推測では、その記載そのものは、これとの同文が湛然以前の文献に見出し難いので、チベット訳を除けばいずれも参考可能であった湛然が、如上の二つの義淨訳を中心に『大寶積經』の

話も加味しながら、自らが整理してまとめたものではないかと思われる⁽⁶⁾のである。しかし、一方で、これらの文献成立をインドにおける仏教史の展開の中で考えてみると、教団内部には、「雜寶藏經」に見られるようなアヴァダーナ(avvadāna)説話が作られていくと並行して他方では律藏中にもアヴァダーナが取り込まれていく動きがあり、それらの延長線上に、伝統的仏教団内における大乗經典の創作があつたのではないかと想定される。更に、これを説一切有部における「ナンダ出家譚」に特定していえば、有部でも同様な流れを受けながら「律雜事」にこの話が明確な姿で確定し、そこから不要な面を削除して残つたものが、大乗經典としての『大寶積經』「仏說入胎藏會」ではなかつたかと考えられるのである。

II 「ナンダ出家譚」の註釈的考察

本節でいよいよ註釈的考察に入る」となるが、その前に、底本とするチベット訳を中心には、上述した周辺の関連文献を各所在と共に例挙しておけば、次のとおりである。

①「ナンダ出家譚」チベット訳'P.ed., No.1035, De, 114a3-119b8: D.ed.,

No.6, Tha, 119a3-124b6

②「ナンダ出家譚」義淨訳、大正藏、一四卷、一五五一頁上、一一一

一五一三頁上、一七行

③同右国譯、國譯一切經、律部、一五、(一六二) — (一七〇) 頁

④「宝積經」「入胎藏會」当該箇所チベット訳、P.ed., No.760-14, Wi, 248a4-253b5: D.ed., No.57, Ga, 205b3-210b5

⑤「大寶積經」「仏說入胎藏會」当該箇所義淨訳、大正藏、一卷、三三六頁中、九行—一三一八頁上、五行

⑥同右国譯、國譯一切經、宝積部、三一、(一一八) 頁—(一一四) 頁

吉迦夜共曇曜訳、大正藏、四卷、四八五頁下、一二行—四八六頁中、一二行

⑦「雜寶藏經」第九六話「仏弟難陀為仏所逼出家得道緣」当該箇所

吉迦夜共曇曜訳、大正藏、四卷、四八五頁下、一二行—四八六頁中、一二行

以上のうち、基本文献は、①②④⑤⑦であるが、それらを、①の「ナンダ出家譚」チベット訳を中心に、互いに比較し易いようにするために、まず、①をA—Kに分節し、その要点を表題風に示しておくることとするが、各節中には、その分節細分の所在をも付記す。⁸⁾

A (①) 114a3-b6 : 119a3-b5 ②) 一一五一页上、一二行一中、六行④

248a4-249a2 : 205b3-206a7 ⑤) 三三六頁中、九行一下、四行⑦

四八五頁下、一一一—八行)

カピラヴァストゥを舞台とし、祇尊、その僧院より異母弟ナンダ
邸モヤ托鉢、妻スンダリー、夫ナンダの出家を惧れる。

B (①) 114b6-115ab : 119b5-120a5 ②) 一一五一页中、六一一四行④

249a2-b5 : 206a7-207a2 ⑤) 三三六頁下、四一一行⑦四八五頁下、

一八一—四行)

結局、ナンダ、祇尊を追つて僧院に至るところとなり、そいで不承

不承に出家するも、妻に連縛しす。

C ((①) 115a6-b2 : 120a5-b2 ②) 一五一頁中、二四行一下、五行④
249b5-250a2 : 207a2-7(5) 一一六頁下、一一行一三二七頁上、三行

(7) 四八五頁下、一(四一)五行)

釈尊、ナンダを僧院の管理人に指名し、アーナンダ、その業務内容を教示す。

D ((①) 115b2-5 : 120b2-5 ②) 一五一頁下、五一—三行④ 250a2-8 :
207a7-b4 ⑤) 一一一七頁上、三一一一一行(7) 四八五頁下、一六六行—

四八六頁上、五行)
比丘たちが托鉢のため僧院を去りし後、ナンダ、管理人の業務を早々に片付けて帰宅しようとするも果せず。

E ((①) 115b5-116a1 : 120b5-121a1 ②) 一五一頁下、一三一一九行④
250a8-b4 : 207b4-7(5) 一一一七頁上、一一一七行(7) 四八六頁上、
五一八行)

ナンダ、終に僧院もつ戻上するも、釈尊、それを阻止し、カピラヴァストゥよりの転住を図る。

F ((①) 116a1-b6 : 121a1-b6 ②) 一五一頁下、一九行一一五二一頁上、
八一九行)

一四行④ 250b4 : 208a1 ⑤) 一一一七頁上、一七一一八行(7) 四八六頁上、
八一九行)
()より舞台はショルーヴァステイーに移る。その街で、釈尊一行の来訪を知った女性ヴィシヤーカー=ムリガーラマートリ、ナンダの登場に感激し彼の足下で礼拝するや、ナンダ精液を漏らす。

道元『知事清規』所引ナンダ出家譚の文献的背景（略名）

これを機に、教団では、精液による汚れを防ぐための、コハヌーべ状の用具の準備や装着を巡り、種々の問題が起り、その都度、釈尊の裁定あり。

G ((①) 116b6-117a5 : 121b6-122a5 ②) 一五一頁上、一五一一七行④な
じ(5)な(7)な)

妻を恋しナンダ、妻の絵を描き、マハーカーシャバに咎めらる。これを機に、教団内に作画や彩色を巡り問題生じ、これに釈尊の裁定あり。

H ((①) 117a5-b3 : 122a5-b3 ②) 一五一頁上、二一七行一中、八行④
250b5-251a3 : 208a1-6 ⑤) 一一一七頁上、一八一一八行(7) 四八六頁上、
九一一四行)

釈尊、ナンダを伴ひて香醉山に行き、そこにはた片目の雌猿と妻との比較を問うに、ナンダ、妻の比較にならぬほどの美しさを強調す。

I ((①) 117b3-118a7 : 122b3-123a7 ②) 一五一頁中、八行一下、一
行④ 251a3-b8 : 208a6-209a4 ⑤) 一一一七頁上、二一八行一中、二二一
行(7) 四八六頁上、一四一一六行)

次に、釈尊、ナンダを三十三天に連れて行き、天女と妻との比較を問うに、ナンダ、天女の妻との比較を絶した美しさを認む。釈尊、生天の便法として梵行を勧む。

J ((①) 118a7-119a3 : 123a7-124a2 ②) 一五一頁下、一一一八行④
251b8-252b2 : 209a4-b5 ⑤) 一一一七頁中、一一行一下、五行(7) 四八六

頁上、二六一二九行)

梵行に励むナンダに関し、釈尊、教団の比丘たちにナンダを無視するよう指示す。ナンダよりその理由を問われしアーナンダ、生天のために梵行を行じているナンダに対し、比丘たちの梵行は涅槃のためであるとて、両者の違いを教示す。

K (① 119a3-b8 : 124a2-125a3 ② 一一五一頁下、一八行一二五三頁上、一七行④ 252b2-253b5 : 209b5-210b6 ⑤ 一一一七頁下、六行一三二八頁上、六行⑦ 四八六頁中、一一一一行)

釈尊、ナンダを伴いて地獄に行き、ナンダ、地獄においてやがて自分もここに生れて来る見えないことを知り愕然とし、それを避けるためには涅槃のための梵行しかないことを思い知る。その後、二人は地獄よりチャンパー國のガルガラーラ・プシュカリニー市へ行き、これよりこれが舞台となる。

さて、以上で①の「ナンダ出家譚」チベット訳を中心に、その内容をA節よりK節にわたって、いわば最短の梗概として要約してみたわけであるが、これ以下では、その各節ごとに、や詳しい内容紹介を試みながら、それに関する註釈的考察を進めていくことにしたい。

A この節で肝要なことは、カピラヴァストゥという舞台設定と、そこで王族として暮らしているナンダとスンダリーといふ、絶世の美男美女と噂の高い、出家など思いもよらない相思相愛の夫婦に、釈尊の出家への誘いの手が伸びるという話の発

端^(a)である。このうち、カピラヴァストゥという舞台は、この話の中程のF節冒頭まで変わらないという点で重要なので、次に、その舞台に触れる本節の出立し部分を示しておきたい。

仏世尊はカピラヴァストゥ (Ser skyai gnas, Kapilavastu) のニヤグローダ樹の園林 (Shing Nya gro dhai kun dga' ra ba) に滞在していらつしゃった。世尊の弟君であるナンダ (dgGa' bo, Nanda) ところかの比丘^(b)の身は、金色の^(c)とくであり、三十の大士相を備え、丈も世尊より四指ほど短かつたが、かくある彼のスンダリー (mDzes ma, Sundari) という妻は、容姿端麗、優美で、見目麗しく、男子の誉め称えるものであった。彼女に対し、彼（ナンダ）は非常に愛着し執着し結着し悶着し甚着し甚執していたのである。世尊は彼（ナンダ）が教化される時に至つたと知り給ひて、早朝に下着を召され鉢と衣を取り給ひて、侍者沙門 (phyi bzhin 'brang bai dge shyong, paścā-charamana)^(d) アーナンダ (Kun dga' bo, Ananda) とカピラヴァストゥへ乞食にお出かけなされた。カピラヴァストゥで乞食なさっている間に、ナンダの屋敷のあるところに到り給い、お着きになつた後、彼の門前に留まり給いて金色の^(e)とき光を放たれると、それによつてその屋敷は焼けた金の^(f)とくに見えたのである。

このことにより釈尊の来訪を知ったナンダは釈尊の面前に行いつとするが、主人の出家を予感した妻のスンダリーは、それを見送るうとするも、話は次のように展開する。

スンダリーが考えるに、「もしも」のひと（ナンダ）が世尊の御前

に行つたならば、このひとは世尊によつて出家させられてしまふんだわ。」と思つて、彼女は衣の端を捉えて、「御主人様 (tje'i sras)、いらっしゃらないで下さる」と言つた。彼 (ナンダ) は言つた。「放しなさい。世尊の御足に礼拝したら戻つてきますよ」と。彼女は彼に微を付けて言つた。⁽²⁴⁾ 「あなた、もしもあなたがこ「のまだ濡れている徵」を乾かして戻つてからしゃつたら私は五百カールシャーバア (karāpana) 頂きよ」と。彼は言つた。「よろしく。そのとおりにするから放しなさい」と。彼は彼女に約束してから去つて行き、世尊の御足に礼拝して世尊から鉢を受け取つて再び「屋敷内に」戻つた。それから、淨らかで良好な硬軟の食物 (bz'a' ba dang bca' ba, khādāni ya-bhojanūra) で鉢を充たして出てくると、世尊はお受け取りなさろうとは全くなさらずに去り給い、「残つた」アーナンダ氏にも受け取るなどのお言葉を給わつた。

その結果、ナンダは、その鉢を直接釈尊に手渡すべく、釈尊を追つて僧院 (gtisug lag khang, vihāra)に向うことになるのである。

B ナンダが僧院に来ると、釈尊は彼に出来を勧めて了解を取る。その後以下のB段全体を示すと以下のとおりである。

それから、世尊はアーナンダ氏におしゃつた。「アーナンダよ、行つてナンダの髪と鬚を剃り落としなさい」と。「大徳よ、お言葉のとおりにいたします」と。アーナンダ氏は世尊より聞いた後、理髪師 (breg mikhān, kalpaka)⁽²⁵⁾ を手配して、「理髪師が」剃り落とすとするや、ナンダは理髪師に対し、「おい、理髪師よ、余は遠からずして

力によつて転輪王となるであろう。もしもおまえが余の髪と鬚を剃り落したならば、余はおまえの手首以下を切斷するぞ」と脅したので、彼が恐れて剃髪するのを抑えていたところ、アーナンダ氏は「そのことを」世尊に申し上げた。それから、世尊はナンダ氏のいるところへ出向かれ給い、お着きになるとおっしゃつた。「ナンダよ、おまえは出家できないのか」と彼は申し上げた。「世尊よ、私は出家します」と。それから、世尊御自身が水瓶より頭に水を灌ぎ、理髪師が髪と鬚を剃り落すと、彼 (ナンダ) が考えるに、「とりあえずは世尊に敬意を表すべきであるから出家して、日暮れになつてから「屋敷に」行くとしよう」と思つて、彼が日暮になつてから去つたところ、世尊は深い穴を作化した。「暗闇のその穴を見て」ナンダが考えるに、「スンダリーと遠く隔つて私が全く別なところで死んでしまふくらいなら、明け方になつて「周りが見えるようになつてから」行くことにしよう」と思つて、彼は非常に美しい妻に対する思いに悩まされながら夜を過したのである。

C ナンダが妻への思を立ち切つて教団に留るよう、釈尊は、アーナンダを介して、ナンダを教団の管理人 (khang skyong⁽²⁶⁾, 知事人) に指名する。その指名直後のアーナンダとナンダの遺り取りの全では以下のとおりであるが、このC段こそ、道元が湛然の記述を引いて最も伝えたかった「知事」という仕事の内容にほかならないのである。

彼 (ナンダ) が言つた。「アーナンダ大徳よ、その管理人というの

はなんですか。それほどのようなことをなすのですか。」と。

彼は言った。「アーナンダ氏よ、「それは」僧院 (*gtsug lag khang, vihāra*) の管理 (*las*、業務) をなすことであつて、比丘たちが乞食に行つてしまつたら、最初にまず僧院の清掃をすべきであり、それから牛の新しい糞を塗り着けるべきであり⁽⁴³⁾、僧院を守護すべきであり、比丘たちが語つていることはなんであれそれを報告すべきであり、香りや花や乳香などのあらん限りのそれらをも教団に供給すべきであり、夕方には門を閉めるべく、朝方には開けるべきであり、大便所 (*bshang bai gnas*) や小便所 (*gei ba' gnas*) をも清浄にすべきであり、更にまた僧院に関わる仕事 (*bya ba*) はなんであれそれらをなすべきである。」と。彼 (ナンダ) は言つた。「アーナンダ大徳よ、世尊がおつしやつたとおりにいたします。」と。

D しかし、そのように約束しながらも、ナンダは、管理人の仕事を適当に済ませて、一刻も早く屋敷に戻ろうとするが、のどおりである。

釈尊の加持 (*byin gis brabs pa, adhishthāna*) ⁽⁴⁴⁾ によつて、一つの回廊 (*khyams, vīthi*) を清掃して、他の回廊がゴミだらけになり、一つの建物の門 (*gnas khang māns kyi sgo*) を閉めても他の建物の門が開くという有様で、なにも片付けることができなかつた。そのため、自棄糞になつたナンダが発するD段最後の言葉は次のとおりである。

「私が王になつた後でこれよりもっと素晴らしい僧院を造つた「らすむ」とあるうから、今は僧院がどんな状況であろうともとにかく

「屋敷」帰ろう。⁽⁴⁵⁾

E 僧院から逃げ出したナンダが、大通りを取らずに裏通り (gseb lam) から帰ろうとしたにもかかわらず、その裏通りに釈尊がいらしやつたので、ナンダは慌てて鬱蒼と垂れ下つた木の枝の蔭に隠れたが、釈尊はその枝が上るよう加持した。その後のE段の残りと、これと連結しているF段とを示せば、次のとおりである。⁽⁴⁶⁾

それから、世尊がおつしやつた。「ナンダよ、おまえはどこに行くのか。こつちに来て「私と一緒に」行くのだ。」と。彼 (ナンダ) は気力が失せてしまつて恥しい氣持で世尊の後に従つて行つた。世尊が御意図なさるに、「このものは非常に美しい妻に深く愛着しているので、このものは彼女と離れるべきである。」と思い知り給いて、彼が彼女と離れんがために、カビラヴァストゥに望み給う限り御滞在なさつた

F 後に、シュラーヴィアステイー (*mNyān yod, Śrāvasti*) のあるところへ向つて行き給い、次第してシュラーヴィアステイーに着き給つと、ヴィシャーカー＝ムリガーラマートリ (*Ri dags 'dzin gvi ma Sa ga, Viśākhā-Mṛgarāmātṛ*⁽⁴⁷⁾、毘舍併鹿子母) が、世尊の弟君であるかのナンダというもので、金色のことき身で、三十の大士相を備え、世尊より四指ほど短い丈のその方が、世尊と一緒ににやつて来ると聞いて、「彼に私は一度見えたいたいものだわ。」と思つた。

E段からF段への連結は以上のとくであるが、文脈そのも

の流れは、いじを一段に切るのが却つて不當であると思われるほどに自然に移行しているにもかかわらず、敢えてそれをなにゆえに折半してしまったかといふと、要約中にも示したように、このF段より舞台が大きくシユラーヴアステイーに変わってしまうからである。一方、いじのような形で舞台設定がなされている時代はといふば、言わざもがな、釈尊在世時のことなのであるが、A—E段のカピラヴァストゥにおける教団も僧院も史実より相当大掛りであったことを推測させる記述となつてゐるのに加え、このF段以降では、事実上の釈尊在世時であつてさえも、カピラヴァストゥとは比較にならないほどの大都会であつたシユラーヴアステイーを舞台とするに至つて、教団に關係する諸事項の記述も、より一層後代的要素を盛り込んだものとなつてゐることに注意を払わなければならぬ。しかも、かかる教団の後代的展開の結果として編纂される必要が生じたと考えられる根本説一切有部の『律雜事』⁽⁴⁵⁾中の「ナンダ出家譚」において、その律藏的性格上最も欠かすことのできない事項が記述されているのが、いじのF段と次のG段となるのである。しかるに、この両段の記述は、恐らくは、その性格が余りにも律藏規定的すぎるので、その規定内容が前後の梵行苦行肯定主義に反するとのゆゑに、削除されたのかあるいは元々書き加えられた必要がなかつたのかはともかく、『律雜事』のそれ以外には存在していないことに留意しなければならない。それゆえ、

これ以下には、右掲の箇所に直結するF段の残りと、G段については、具体的に分からぬことは多いのであるが、省略なしに全文を訳出して示してみたい。

その後、ナンダ氏は、別な時に、早朝下着を着け鉢と衣をもつてシユラーヴアステイーに乞食に出向いて、彼は次第にヴィシヤーカー＝ムリガーラマートリの家に到つた。彼女は彼の姿端麗にして色調完全なるのを見て考へるに、「この方はきっと世尊の御兄弟のナンダにちがいないわ。」と思つて、彼女は信仰が生じ彼の足に「頭を」着けて礼拝した。彼女が彼の足に触ると、女性の接触は毒であるから、彼は愛欲が高まり、彼の精液（khu ba, śukra）が出てヴィシヤーカーの頭に落ちると、仏尊たちは不忘失のものである（bsnyel ba nui mngā bai' chos can, asamunosa-dharmān）から、世尊はそれを乳香（tu ru ska, turuska⁽⁴⁶⁾）の油に加持した。彼女が考へるに、「いじで、乳香の油はよいから生じたのかしら。きっとナンダ聖人が不淨（mi gisang ba śuci）を漏らしたのに、あの不忘失の世尊がこれを乳香に加持なさいたにちがいないわ。」と知つて意満足⁽⁴⁷⁾な上にも意満足、「なんとまあ仏よ、なんとまあ法よ、なんとまあ僧よ、なんとまあ善く説かれし法よ。ところのむ、今やナンダ聖人などの愛欲過多のものたちも梵行（tshangs par spyod pa, brahma-carya）を行じていますからね。」と感興至極（ched du bijod pa ched du bijod do, udānam udānayati⁽⁴⁸⁾）であった。それから、ナンダ氏は、「私は教団拘留罪（dge 'dun lhag mai lhung ba, samghavāśesāpatti 僧殘罪、衆教罪）が生じ

たのではなかろうか。」と思ひて後悔が生じて、彼はその状況を比丘たちに述べたといふ。比丘たちが世尊に申し上げて、世尊がおつしやるには、「比丘たちも、⁽⁵⁰⁾ リの愛欲夥多のナンダ比丘に罪 (lhung ba, āpatti) はない。」とのことであった。それゆえ、「以下のようだ」承認される (tjes su grang ste⁽⁵¹⁾)。愛欲夥多となつたのようなものはだれであれ全て精液囊 (⁽⁵²⁾ dzag snod) を携帯すべきであり、このいへんに後悔すべきではないのである。世尊が「愛欲夥多のものは囊 (sgre'⁽⁵³⁾ u) を携帯すべきである。」とねつしやると、比丘たちはなんの皮 (lphags pa, pags pa, tvac) の囊を携帯すべきかを知らなかつたので、世尊がおつしやつた。「羊 (ra, aja) と鹿 (ri dags, mrga) よ鼠 (byi ba, mūsa) との三種の皮の囊を携帯すべきである。」⁽⁵⁴⁾ 彼らによつてもののようになんかよくて臭いが好ましくなるのになつたのや、世尊がおつしやつた。「洗うべきである (bkru bar bya) 捩むぐれりあつ (mnye bar bya) 乾かすべきである (skam par bya)⁽⁵⁵⁾」⁽⁵⁶⁾。

彼らが洗つて乾かしてごるその間に、彼らは女性を見て精液が出たので下着を汚してしまつた後、世尊がおつしやるには、「二つを作つて、一つを乾かすべきであり、一つを着用すべきである。」とのことであつた。「しかし」あるものは精液が余りにも多く出たのでその囊) が湿つてしまつた後、世尊がおつしやつた。「その場合には粉末 (phru) を振りかけるべきである。」と。比丘たちは、煉瓦 (so phag) の粒を振りかけたので苦しくなつた後、世尊がおつしやるには、「砂 (bye ma) あるいは土の粉末を振りかけるべきである。」⁽⁵⁷⁾ とのことであった。

比丘たちがそれを着けたままで食物を食べ仏塔 (incho rten, caitiyā⁽⁵⁸⁾, 制底) に礼拝をなした後、世尊がおつしやるには、「それを離れた場所に置いて洗つた後で食物を食べたり仏塔に礼拝すべきである。」とのことであった。

以上で、E段の全文を示した」とになるが、その中心は、「律雜事」とはいえ、いかにも律文献らしく、ナンダが精液を漏らしたことと、それに関与する諸規定の制定とにある。しかるに、精液を漏らしたことによつてナンダが危惧する教団拘留罪 (samghāvāsesa) ⁽⁵⁹⁾ は、その第一条であるが、いりに、それを根本説一切有部のものによつて示せば、次のようだ (an⁽⁶⁰⁾)。

sancintya śukra-visistii anyatra svapnāntarā samghāvāsesah / (故意に、精液を漏らす) ⁽⁶¹⁾ 聢の中である場合を除き、教団拘留罪である。

bsams bzhin du khu phyung na rmi lam gvi ma gtoss te dge 'dun lhag ma'o //

故心泄精、除夢中、僧伽伐尸沙。

ヴィシニヤーカー=ムリガーラマートリの頭上に精液を漏らしたナンダは、決して故意にそうしたわけではないが、それが例外規定の夢精ではないので、右の教団拘留罪第一条に触れてしまつのではないことを惧れたのである。しかし、釈尊に仮託された説一切有部教団の判定は、決して苦行主義に立つていなかつたがゆゑに、非常に緩やかなものであり、性欲溢れ

る若い出家者が精液を漏らすのはむしろ夢精のように極自然なことと考えられていたのであるう、その罪悪が問題にすらならないことに注意しなければならない。それどころか、精液を漏らすことは、愛欲夥多のものの自然な現象として却つて当然のことと容認された上で、教団は、それが他人の迷惑にならないよう、その対策を積極的に講じていたようにさえ見えるのである。ブリーフやトランクスを着く今日のような習慣がなければ、精液で周りを汚さないようにするためには、性器を直接被わなければならぬ。それが文中で「精液囊 ('drag snod)」や「囊 (sgre'u)」と言われているコンドーム状のもので、その素材が羊や鹿や鼠の皮でよいとされていたわけである。しかし、このように精液を漏らすこととあつさり容認してしまうことは、苦行主義贊美のヒンドゥーイズム寄りの大乗教徒にとってはなかなか困難ではなかつたかと推測される。性交を一切絶ち精液を一滴も漏らさぬ苦行こそ、梵行 (brahma-carya) の鏡とされたにちがいないからである。従つて、私見によれば、『律雜事』の伝える「ナンダ出家譚」から、梵行讚美に反するとの下段と、やはり同じような側面をもつたG段とが削除されたものが、大乗經典としての現行の『大寶積經』所収の「ナンダ出家譚」にほかならないように思われてくる。その削除なしの前者のG段全文は次のとおりである。

G その後、別なある時に、ナンダ氏が他の傍らで平坦な石 (ndo

leb) に坐つて居ると、彼は非常に美しい妻のことを憶い出して彼が彼女をその平坦な石に小石 (tri lu) で描き出したといふ、マハーカーシャバ (Od srung chen po, Mahākāśyapa) 氏もそこへ来て、彼は彼 (ナンド) を見てい言つた。「ナンダ氏よ、あなたはなにをしているのか。」と。彼は答えた。「マハーカーシャバ大徳よ、私は非常に美しい妻を描いています。」と。彼 (マハーカーシャバ) は言つた。「氏よ、世尊は「比丘の任務は二つ、即ち、坐禪 (bsam gtan, dhyana) と研究 (gdon pa, paṭha) である。」とおっしゃつたのに、「あなたは」あなたの妻を描いているのか。」と。彼 (ナンダ) はなにも答えることがでめずについた。その状況をマハーカーシャバ氏が世尊に申し上げると、世尊が御意図なさるに、「いかにわざかな過失 (nyes dmuis, aūñava) の生じようとも、比丘たちが絵を描くことによるであらう。」と知り給ひて、比丘たちにおっしゃつた。「比丘たちよ、愚か者 (skyes bu gti mug) のナンダは非常に美しい妻に愛着する心で絵を描いた。それゆえに、比丘は絵を描くべきではない。比丘が絵を描いたならば違反となろう (gal tshabs can du 'gyur ro, sāśāro bhavati)。」と。世尊が「比丘は絵を描くべからざる」とおっしゃつた。比丘たちは如來の頭髪 (dbu skra, kesa) や爪 (sen mo, nakha) の仏塔 (mchod rten, caitya、制底) に香料 (dri) で塗つたり (byug pa) 香料で散布したり (gtor ba) しなかつた。仏世尊たちは知り給つたとおりに問ひ給われるので、仏世尊はアーナンダ氏に問うた。「アーナンダよ、なにゆえに比丘たちは如來の頭髪や爪の仏塔 (mchod rten, stūpa,

寧都波)に香料で塗つたり香料で散布したりしないのか。」と。彼(アーナンダ)がその状況を世尊に詳しく申し上げると、世尊がおっしゃつた。「〔以下のように〕承認される (*ries su grang ste*)⁽⁴⁾。香料で塗つたり香料で散布したりすることはなあくべきであるが、有情の姿 (*sems can gyi sgungs, saliva-bimba*) を描くべきではない。⁽⁵⁾」と。

これも教団の判定が釈尊に仮託されただけにすぎない遙か後代の話であるが、教団のこの舞台では、如来の頭髪や爪を奉つていると信じられている仏塔 (*caitya*) が香料で塗つたり散布したりされるのが当然とされていた時代の中でナンダが妻の姿を描くという話が展開していることに注意が向けられなければならない。しかるに、仏塔を香料で飾ることはむしろ推奨されてゐるわけであるが、しかし、連綿と妻に恋い焦れてそのような人物像を描くことは禁じられている。一方、妻を描く」と、「精液を漏らす」とは、同じレヴェルで論じられることがないかもしれないが、にもかかわらず、梵行贊美者から見れば、兩者とも同じように決して認められるべきことではない。それゆえ、梵行贊美の大乗經典の「ナンダ出家譚」作者は、このG段もF段同様に取り上げようとはせず削除してしまつたと私は考えられるのである。

H れて、以上のF段とG段とを欠如していた④⑤⑥の「ナンダ出家譚」も、このH段からは再び①②③とほぼ同文の構成に戻るが、これ以下のH段からK段までは全て、釈尊がナ

ンダに眞の梵行を行じさせれるべく種々その手立てを講ずる話となる。その最初のH段について全文を示せば次のとおりである。世尊が御意図なまること、「この愚か者 (*skyes bu blun po*) のナンダは今もなお非常に美しい妻に恋い焦れて心が束縛されているから、」⁽⁶⁾で、なんらかの方便が設けられるべきである。」と知り給いてナンダにおっしゃつた。「ナンダよ、おまえは香醉山 (*ri spos kyung ad ldang, gandha-mādāna*) を見たことがあるか。」と。「見た」とは「おまえへ。」「おまえもそうであるならば、如来〔である私〕の衣の裾を取るがよい。」彼 (ナンダ) は世尊の衣の裾を取つた。それから、世尊は鵝鳥の王が翼を広げたように虚空天 (*nam mukhai dkyl, akāśatala*) に昇つて虚空より香醉山に行き給い、彼 (世尊) がそゝでナンダ氏と一緒にあちこちと行き給うたときに、あるサハカラ樹 (*shing sa ha ka ra, sahakāra-vrksa*) の根本に着くと、そこに一匹の片目の見えない雌猿が意に任せてうろついていたが、そ「の雌猿」が世尊を見て動かずに注意を凝らした (*rtog par byed*)。それから、世尊はナンダにおっしゃつた。「ナンダよ、おまえはこの片目の見えない雌猿を見たか。」と。「世尊よ、見て「*rigs cu ma*。」」「ナンダよ、おまえが思うに、この雌猿と非常に美しい妻との二つのうちどちらが容姿端麗でどちらが見目麗しいものであるか。」彼 (ナンダ) が申し上げた。「大徳よ、この雌猿は、シャカ族の娘である非常に美しい妻の百分の一にも達しませんし、千分の一にも、十万分の一にも、数量にも、計算にも、区分にも、計数にも、近似にも、類比にも達

しません。大徳よ、シャカ族の娘である非常に美しい妻は天女たちと張り合つものでござります。」と。

I そこで、釈尊は、 NANDA の妻よりも美しい人が大勢いることを知らしめるべく、 NANDA を、同じように衣の裾を取らせ、三十三天⁽⁶⁾ (sum beu rtsa gsum pa'i lha, trāyastriṃśa-deva) へ連れていくが、それがこの一段である。その三十三天で、 NANDA があちこちの国を見て回った後、終に、スダルシャナの市^(まち) (gron klyer blTa na sdug, Sudarśana-nagara) へ至ると、ある大宮殿^(għal med khang) に、他の大宮殿と違つて、男子がいなくて女子ばかりといふところがあるのに気づいて、 NANDA がその天の女子に問い合わせることになる。これ以下、この一段の最後までを示すと次のとおりである。

彼 (ナンダ) は天の女子 (lha'ibu mo, deva-kanyā) たちに尋ねた。

「なぜかしら他の大宮殿では天の男子 (lha'ibu, deva-putra) と天の女子とで充たされて遊びや歓喜が享受されているのに、あなたには天の男子がいないが、これにはなにか理由があるのですか。」と。彼女たちが言つた。「ナンダという世尊の弟君で世尊の御前で梵行を行じているその方が亡くなつた後にここに来るでしようが、それゆえに、この大宮殿を守つて私たちもここに居て暮らしてゐるのです。」

と。彼 (ナンダ) が「それを」聞いて喜び嬉しがつて歓喜した後、即座に急速に世尊の御前に行くと、世尊がおっしゃつた。「おまえは三十三天のものたちを見たか。」と。彼は申し上げた。「世尊よ、見

ています。」と。世尊がおっしゃつた。「おまえはそこでなにを見たかを言ひなさい。」と。彼がなにを見たかを詳しく述べると、世尊がおっしゃつた。「ナンダよ、おまえは天の女性を見たか。」「世尊よ、見ていました。」「ナンダよ、どう思うか。非常に美しい妻とそれら天の女性たちとともに容姿端麗で見目麗しいか。」彼 (ナンダ) が申し上げた。「大徳よ、天の女性たちには、シャカ族の娘である非常に美しい妻も百分の一にも達しませんし、千分の一にも、十万分の一にも、数量にも、計算にも、区分にも、計数にも、近似にも、類比にも達しません。」と。「世尊がおっしゃつた。」「ナンダよ、それゆえに、梵行に住するならば、このような功德や他〔の功德〕もあるのであって、おまえはそこに「生まれることを」願うことによって梵行を行じるがよい。されば、天の吉祥^(よきわざ)を享受するであろう。」と。彼 (ナンダ) は世尊のお言葉に心から満足しなにも話さないでいた。

J 生天を目的に熱心に梵行に励むようになつたナンダに對して、釈尊が次の手立てを講じるのがこの段である。その手立てを、釈尊は、侍者のアーナンダを呼び出して次のように伝えれる。

「アーナンダよ、行って比丘たちに、次のように、「比丘たちよ、あなたたちはいかなるやり方によつてもナンダと一緒に同じ席に坐るべきではない。同じ散策處 (chag sa canikramana, 経行処) を散策すべきではない。同じ衣桁 (chos gos kyi gdang) に衣をかけるべ

めではない。同じ鉢缸(lhung bzed kyig zhui)に鉢を置くべきではない。
同じ水置き棚(chu bztag pa'i khri)に水を置くべきではない。「一緒に絶を」黙読すべしでもなく音読すべしでもない(klag par mi bya/gdon par mi bya⁽³⁾)」と命じなさい。

この釈尊の禁止令によつて、逆に普通の状態では比丘たちが一緒に心のようないふを行つてゐたかが分かるわけであるが、(ル)にはかかる禁止令によつて、ナンダは仲間の梵行者(tshangs pa mitshungs par spyod pa, sa-brahma-cārin)たちから一齊にシカトされてしまつたよつた状況に陥る。困惑したナンダは、従兄弟のアーナンダならぬすがに自分を避けるはずもあるまいと近づいていつたところ、アーナンダもまた同様であった。なぜそくなのかナンダが回答を迫ると、アーナンダの答えは、自分たちとナンダとは同じく梵行を行じいてもそれぞれ別なる道を進んでいるから一緒に行動することはできない、というものであつた。どう違うのかと迫るナンダに対するアーナンダの答えは次のとおりである。

「あなたは天の世界(lha'i jīg rten, deva-loka)で樂むいふ(mungon par dga' ba)を理由に梵行を行ひてゐるが、私いふは涅槃(myangan las 'das pa, nirvāṇā⁽⁴⁾冥寂)の志向(bsam pa, āśaya, adhyāśaya)」⁽⁵⁾にて梵行を行ひてゐるのです。」

K これを聞いてナンダが悄氣返つてしまつ前段末尾を受け、次に世尊が取つた手段は、ナンダに地獄を見せる」とであつて、

た。三十三天に行つたのと同じような方法で、釈尊はナンダに地獄のあちこちを見て回るようになせる。ナンダが地獄の凄まじい様子を見て回つた後、ある鉄の湯沸かしのところへ至ると、他では次々と有情たちが鉄の湯沸かしに投げ込まれてゐるのに、そこではただその鉄の湯沸かしが煮え滾つてゐるだけなので、ナンダが地獄の守人にその理由を尋ねると、そこは死んだナンダがやつてくるのを待つて空いてゐるのだということが分かる。恐怖で総毛立つたナンダが一目散にまだ地獄にいる釈尊のもとに逃げ返つて一部始終を話すと、釈尊は次のように答え、ナンダと共に地獄を去ることになるのである。

世尊はおっしゃつた。「ナンダよ、天の世界を願うことによつて梵行を行ひてゐることには、このような過失や他〔の過失〕もあるのであり、それゆえに、おまえは涅槃で樂しむべきである(mungon par dga' bar bya)が、天の世界で樂しむべきではない」と。彼(ナンダ)は恥じれりこゝほになつた心でなにも言わないのでいた。それから、世尊は「ナンダを連れて」地獄の住処より消えて、チャンバー(Tsam pa, Campā)⁽⁶⁾の市(grong khyer, nagara, pūra)にあるガルガラーラープシユカリー(Gargara-Puskarī)⁽⁷⁾の池の前にいらつしゃつた。(ル)の池の前で説かれた法が、所謂『入母胎經(Garbhāvaharāṇī-nāma-dharma-paryāya)⁽⁸⁾』の實質をなすのであるが、本稿で取り上げる意味での「ナンダ出家譚」とは直接関係がないので、これ以下は(ル)で取り扱わない。ただし、これ以下で説かれる内

容は、母胎に生命が宿ることから人生の苦を説き始め、かかる苦からの解放を願わせることによって人々を涅槃に向わせ、最後に前世の物語を示して、所謂アヴァアダーナ的な物語としての大きな意味での「ナンダ出家譚」が閉じられているという点では、決して無関係でないことは言うまでもない。

三 結

以上で、本稿で考察対象とする限りでの「ナンダ出家譚」を、①のチベット訳を中心的に、その拙和訳を挟みながら、註釈的観点から考察してきたわけであるが、これ以下には、その考察の出発点となつた道元『知事清規』の一節と、その直接の典拠となつた湛然『止觀輔行伝弘法』の一節と、前節の註釈的考察を踏まえて、それら両者同文の文献的背景において、結論的に手繰つていくことにしたい。ただし、その前に、前節では、基本文献中で文献名には触れながら短さゆえにそれとの対比を省略していた⑦の『雜宝藏經』の一節につき、前節と同じ分節記号を挿入することによつて、ここでその簡単な対比をすませておきたい。しかも、ここでは、その目的を最優先し、内容把握を容易ならしめるため、原漢文を訓読によつて示しておくことにする。⁽⁴⁾

A 仏、迦比羅衛国に在して、城に入り乞食して難陀の舍に到りたましいしが、会たま難陀は婦とともに粧を作し香を眉間に塗るに値

えり。仏、門中にあるを聞き、外に出て看んと欲す。婦共に要言して言わく、「出でて如來を看ば、我が額上の粧いまだ乾かざるの頃に便ち還り入り来ら使めよ。」と。難陀、即ち出でて仏を見たてまつりて礼を作し、鉢を取りて舍に向ひ食を盛りて仏に奉るに、仏、為に取らず、阿難に過ぎ与う。阿難もまた為に取らず。阿難、語りて言わく、「汝、誰より鉢を得るや。還りて本廻に与へよ。」と。

B 是こに於て鉢を持ち仏を逐いて尼拘麁精舎に至れり。仏、即ち剃師に勅して、「難陀のために剃髪せよ。」と。難陀、肯わず、怒り舉して剃髪人に語りて言わく、「迦毘羅衛の一切の人民を汝は今尽く其の髪を剃るべきや。」と。仏、剃髪者に問ひたまわく、「何を以て剃らざりしや。」と。答えて言わく、「畏るるが故に敢て剃ることをなさず。」と。仏、阿難と共に自ら其の辺に至りたまえり。難陀は、畏るるが故に、剃らざることを敢てせざりき。剃髪するを得と雖ども、恒に家に還らんと欲せり。仏常に將い行きたまひて、去ることを得る能わず。

C 後に、一日に於て、次に房舎を守ることとなりて、而して自ら歓喜す、「今、真に便を得、家に還り去らんかな。」と。

D 仏と衆僧と都て去るの後を待ちて、「我、家に還るべし。」「と思えり。」仏の城に入りて後、是の念を作して言わく、「當に為に水を汲み潔瓶を満さしめて然る後に還帰すべし。」と。尋いで時に水を汲みしに、一瓶適たま満つれば一瓶復た翻りて、是の如く時を経るに、瓶を満すこと能わず、便ち是の言を作さく、「俱に満すべからず。諸

の比丘をして來り還らば自ら汲ましめん。我れ今但だ瓶屋中に著きて之を棄て去らん。」と。即ち房門を開じんとして、適たま一扇を開ければ一扇復た開き、適たま一戸を開じれば一戸復た開く。更にの念を作さく、「俱に閉づべからず。且らく置きて去らん。縦い諸比丘の衣物をして失わしめんとも、我れ財宝に餓なれば、償うべくあるに足らん。」と。

E 即ち僧房を出でて自ら思惟すらく、「仏は必ず此れより來りたまわん。我れ則ち彼の異道より去らん。」と。仏は其の意を知りて亦た異道より來りたまえり。遙かに仏の來りたまうを見て大樹の後に藏れしに、樹神の樹を擎げて虚空中に在れば、露地にして立てり。仏は難陀を見て將いて精舎に還りたまひ、而して之に問うて言わく、「汝は婦をおもゆるや。」と。答えて言わく、「實に念えり。」と。

(F、G段なし)

H 即ち難陀を將いて阿那波那山(15)上に向いたまひ、又た難陀に問いたまわく、「汝が婦は端正なりや不や。」と。答えて言わく、「端正なり。」と。山中に一の老いたる瞎獮猴有りしかば、又た復た聞いて言わく、「汝が婦の孫陀利(16)の面首端正なるは何んぞ此の獮猴に如かんや。」と。難陀は懊惱して便ち念言すらく、「我が婦は端正なること人中に双ぶもの少なし。仏は今何故に我が婦を以つて此の獮猴に比したまうや。」と。

I 仏は復た將いて忉利天(17)上に至りたまひて、諸の天宮を遍くして共に觀看す。「難陀は」諸の天子の諸の天女と共に相い娛樂するを

見るも、一宮中に五百の天女有るも天子有ること無きを見て、來り還りて仏に問う。仏の言わく、「汝自ら往きて問へ。」と。難陀は往きて問うて言わく、「諸の宮殿中に尽く天子有るに、此の中には何を以て独り天子無きや。」と。天女は答えて言わく、「闍浮提の内に仏弟の難陀あり。仏、逼りて出家せしむ。出家の因縁を以つて、命終して當に此の天宮に於いて生じて、我が天子となるべし。」と。難陀は答えて言わく、「即ち、我が身は是れなり。便ち即住せんと欲す。」と。天女は語りて言わく、「我れ等は是れ天にして汝は今是れ人なり。還えりて人寿を捨てて更に此の間に生せば、便ち住することを得べし。」と。便ち仏の所へ還えり、上の如き事を以つて具に世尊に白しければ、仏は難陀に語りたまわく、「汝が婦の端正なること何んぞ天女に如かんや。」と。難陀は答えて言わく、「彼の天女に比するは、瞎獮猴を我が婦に比するが如し。」と。

J 仏は難陀を將いて闍浮堤に還りたまひ、難陀は天に生ぜんが為の故に慇に持戒を加う。阿難は爾の時に為に偈を説きて言わく、譬えば羝羊の鬪(18)わんに將に前まんとして更に却くが如く

汝の欲の為に戒を持たんこと其の事も亦た是の如し

K 仏は難陀を將いて復た地獄に至りたまう。諸の饅湯(19)を見るに悉く皆な人を煮る。唯だ一つの饅のみ炊き沸くも空しく停れるを見、其の所以を怪みて來り仏に問いたてまつるに、仏の之に告げて言わく、「汝自ら往きて問え。」と。難陀は即ち往きて獄卒に問いて言わく、「諸の饅は尽く皆な煮て罪人を治するに、此の饅は何故に空しく、

煮るといふ無きや。」と。答えて言わく、「閻浮提の内に如来の弟有り。名づけて難陀と為せり。出家の功德を以つて、當に天に生ずることを得べし。欲を以つて道を罷むる因縁の故に、天寿の命終りて此の地獄に墮ちんとす。是の故に我れ今鑊を炊きて待てり。」と。難陀は恐怖して獄卒の留まるを畏れ、即ち是の言を作さく、「南無仏陀、唯だ願わくは擁護して我れを將いて還えりて閻浮提の内に至らしめたまえ。」と。私は難陀に語りたまわく、「汝は尠に戒を持ちて汝の天福を修せよ。」と。難陀は答えて言わく、「天に生ずることを用ひず。唯だ願わくは我れをして此の地獄に墮ちざらんことを。」と。私は為めに法を説きたまいかば、「難陀は」一七日中に阿羅漢と成れり。

こゝで、本稿で問題とする「ナンダ出家譚」は一応終りと見做してよいが、『雜宝藏經』第九六話としては、この直後に、ナンダを阿羅漢に導いた世尊の力の素晴らしさに対する讃嘆が示された後、アヴァダーナ文献の通例に従い、その今世の成果が今世だけでなつたわけではないことを示すため、過去世の物語になるが、これは本稿と直接関係しないので、こゝでは触れない。

ただし、この割愛した過去世物語をある程度想定した上で、如上の(7)の『雜宝藏經』の一節を、インドの仏教史的展開の中に解き放つて勘案してみると、まず、ジャータカから成長したようなアヴァダーナ説話の形成の流れの中で、かかる通俗的説話群が説一切有部の教団内でも成立し、そのほんの一例が、『律

雑事』中の「ナンダ出家譚」で、それは、増広された(7)の「」と書き話に、律藏的意図の下に、F段とG段が書き加えられて、現行の(1)(2)のような形態で伝承されるようになつたと考えられる。

一方、大乗經典としての(4)(5)は、一旦成立した(1)(2)からF段とG段を削除して出来上つたもので、その逆では決してありえないと私には推測される。なぜなら、そのように推測しない限り、(4)(5)の示す極めて短いF段の存在は、その奇妙さを説明しえないようと思われるからである。それを知つて頂くために、左には、その(4)(5)の短いF段の全文を示しておくる。⁽⁷⁾

(4) grong khyer mNyan yod du gshegs so snyam du dgongs nas der byon pa dang Ri dags dgra'i ma Sa ga'i kun dga' ra ba na bzhuugs so // ((世尊は)「シヨラーザスティーの市(nagara)」^モに行ひう」と御意図なつて、そこに到ると、ヴィシャーカーー＝ムリガーラマートリの園林に滞在なつた。)

(5) 詣室羅伐、既至彼已、住毘舍那鹿子母園。

右のような記述を、(1)(2)の話を知っているものが読めば、この問題の園林は、ナンダがその寄進者であるヴィシャーカーー＝ムリガーラマートリに対し精液を漏らした場所であることを了解できるかも知れないが、それを知らない人にとっては、なによりにここで彼女の寄進した園林がでこなければならないのかという必然性がさっぱり分からぬことになるであろう。

というのも、④⑤の話の流れとしては、F段の舞台はカピラヴァーストゥから遠く離れてさえいればよいわけであるから、それは必ずしもシユラーヴアステイーでなければならぬことはないし、あるいはまた、シユラーヴアステイーのどのような場所でもよかつたはずだからである。しかも、既に示唆しておいたように、大乗經典の④⑤に欠如しているF段とG段とは、出家者が精液を漏らした場合の対応策や妻に連縛とするナンダの写生などの話である点から、梵行を重視する大乗經典にとつては都合の悪いものであることを考慮すれば、それらは、①②のようない形態のものからむしろ削除されたと推測するのが自然であろう。しかるに、その削除の際に、彼女の名前は残つてしまつたが、それだけでは全く意味不明となるので、その名前は彼女の寄贈した園林としての場所の名に変更されたのではないだろうか。勿論、これと全く逆の推測が完全に排斥されてしまうわけではないだろう。その場合には、まず、④⑤のようない園林の名だけが先にあって、その場所の名を切つ掛けに①②のような話が脹らんでいったと考えることになるが、私にはこの線は無理なことのように思われて仕方ないのである。そこで、私見を結論的にまとめて示しておけば、この「ナンダ出家譚」は⑦→①②→④⑤と展開していくことになるであろう。

では、そのインドにおける展開とは直接関係なく、中国において、②⑤⑦を漢訳として同時に参考した湛然にとつてはど

うであったと考えればよいであろうか。しかるに、この当該の湛然の記載は、現時点では、彼以前の文献中に同文を見出しえないので、私としては、②⑤⑦を参照して、湛然自身によつて要約的にまとめ上げられたものではないかと推測する以外にないものであるが、その際に、彼は、「孫陀利」という⑦に特徴的な音写語の採用という点から見ても、まず⑦によつて大枠を捉え、それに②⑤取り分け⑤の記述を参照しながら、その要約的記載を『止觀輔行伝弘決』中に示したのではないかと思う。そして、道元は、その記載をほぼそつくり『知事清規』中に引用したこと、既に上述したように、先学によつて明らかにされていようとおりである。

次に、その湛然と道元に共通の一文を、先に、⑦の『雜藏經』の一節について試みたのと同じやり方で、提示するので、直前に指摘した推測を念頭に、これまで提示したものと彼此対照して頂きたい。⁽⁷⁾

A 世尊、迦毘羅城に在す。仏、難陀の受戒の時至れるを知しめして、門に至りて光を放ちて宅⁽⁸⁾を照したもう。難陀云わく、「必ず是れ世尊ならん。」と。使をして看せしむるに果して是れ世尊なり。難陀は自ら看えんと欲す。婦云わく、「若し出でて看ゆることを許さば必ず出家せしめたまわん。」と。即ち其の衣を牽く。難陀云わく、「少時にして還らん。」と。婦云わく、「湿額未だ乾かざるに須らく還るべし。」と。答う、「所要の如し。」と。仏は鉢を取りて飯を盛らし

めたまう。飯を盛りて出されば、仏已に去りたまう。阿難に過ぎ与

うるに、阿難言わく、「誰が辺にか鉢を得る。」と。答えて言わく、「仏

辺に鉢を得たり。」と。阿難言わく、「還り送りて仏に与えよ。」と。

B 難陀、即ち往いて、鉢を送りて仏に与う。仏、剃頭せしめたまう。

〔難陀〕剃者に語りて言わく、「刀を持して閻浮提王の頂に臨むこと勿かれ。」と。又た念ずらく、「目らくは世尊に順うとも、暮れには帰り去るべし。」と。仏は其の念を知しめして大坑を化作したまう。
如し其の命終るも、何ぞ帰ることを得ん。

C 仏は阿難に告げて難陀を知事と作さしむ。阿難は仏語を伝う。

難陀言わく、「知事とは如何ん。阿難曰わく、「寺中に於いて検校す。」
と。問う、「何の所作がある。」と。答う、「諸の比丘の乞食に去らば、
応に地を掃き水を灑き、新しき牛糞を取りて土を淨め失落を防守し、
僧の与に門戸等を閉ざべし。曉に至りて當に門を開き大小便処を掃
灑すべし。」と。

D 僧の去りし後、僧の為に門を開じんと欲す。西を閉すれば東
開き、東を閉すれば西開く等なり。〔難陀〕念じて曰わく、「縦ひ失
落有りとも、我れ王と為らん時、更に百千の好寺を造ること今日に
倍せん。」と。即ち家に還る。

E 大道より行かば、仏の還りたまわんことを恐れ、乃ち小道よ
りす。仍お仏の帰りたもうに逢う。樹の枝に隠るるも、風吹いて身
現る。仏は聞いたまわく、「何が故に来る。」と。答う、「婦を憶う。」と。

F 仏は却つて将いて城を出でて鹿子母園に至る。

(G段なし)

H 仏は聞いたまわく、「汝は曾て香醉山を見しや不や。」と。答う、「未だ見ず。」と。仏は衣角を握らしめて飛びたまい、「難陀は」須臾にして山を見る。山上に果樹有り。樹下に雌獮猴の「目も無く焼か
る有り。竟に仏の聞いたまわく、「天と何如ん。」と。答う、天は無欲なり。何ぞ此れに比することを得ん。」と。

I 「仏は」聞いたまわく、「汝は天を見しや不や。」と。答う、「未だ見ず。」と。仏は衣角を握らしめて尋いで三十三天に至り、遊観して歡喜園に至らしめたまう。「難陀は」妓女を見、及び交合園等を見、種々の音声を見き。一處に天女の夫無き有り。仏に問うに、仏は天に問わしめたまう。天答う、「仏弟の難陀は戒を持たば此に生まれて當に我が夫と為るべし。」と。仏は難陀に聞いたまわく、「天女は孫陀利と何如ん。」と。答う、「天を孫陀利に比すれば、孫陀利を以つて雌獮猴に比するが如し。仏言いたまわく、「梵行を修すれば斯の利あり。汝今戒を持たば當に此の天に生すべし。」と。

J 時に仏は共に逝多林に還りたまう。時に難陀は天宮を慕いて梵行を修す。仏は衆僧に告げたまわく、「一切難陀と其の法事を同じくすることを得ざれ。」と。一切の比丘は皆な与に同住せずして坐より起てり。「難陀」自ら念えらく、「阿難は是れ我が弟、応に我れを嫌わざるべし。」と。即ち往いて共に坐すれば阿難は起ち去らんとす。問うて言わく、「弟よ、何ぞ兄を棄つるや。」と。阿難の言わく、「然り、仁が行は別なるが故に相違するのみ。」と。問う、「何の謂いぞや。」と。

答う、「仁は生天を樂い、我れは寂滅⁽⁸³⁾を樂う。」と。「難陀は」聞き已つて倍ます憂惱を生ず。

K 私は又た聞いたまわく、「汝は撫落迦を見しや未だしや。」と。
答う、「未だ見ず。」と。衣角々⁽⁸⁴⁾捉らしめたまいて、便ち諸獄を見る。
皆な治人有り。有る処に人無し。仏に問うに、仏は獄卒に問わしめたまう。獄卒は答えて言わく、「仏弟の難陀は天に生ぜんが為の故に修行す。暫く天上にあるも、此の中に還り来りて苦を受けん。」と。
難陀は懼れて涙下ること雨の如し。仏に白して其の事を述べ。仏の言わく、「天樂の為に梵行を修すれば是の過あり。」と。仏は与に逝多林に還りたまいて広く為に胎相を説きたまう。難陀は因つて始めて発心し、解脱の為の故に、戒を持ちて、後に阿羅漢果を得たり。

右の一文を、私は、湛然が、まず⑦を下敷とし、その大粹の上に、②⑤を参照しながら、それらを彼なりにまとめたもの、と見做していること、右の引用直前に示したとおりであるが、それらの文献をインド仏教史の展開の流れの中に戻してみれば、これまた上述したごとく、私は、⑦→①②→④⑤と経過したのではないかと見做していることになるわけである。しかも、も、もしそう見做すことが可能であるならば、右の一文も、あるいはそれをほぼそのまま引き写した道元『知事清規』所引の一文も、ヒンドゥー的な「習慣」「生活」に密着したアヴァダーナ文献や律文献的な通俗的説話の文脈において捉え直してみると必要はあるであろう。

しかるに、これら一連の文献において一貫して強調されているものこそヒンドゥー的な意味での梵行にほかならない。この梵行は、しかし、たとえその目的が「生天」から「涅槃 (nirvāna、円寂、寂滅)」へ変わつたからとて、その性格の変わるものではない。松本史朗博士は、涅槃とは、「アートマンの非アートマンからの離脱」と規定され、その非仏教的特質を明確に指摘されたが、私はそれを全面的に支持した上で、その離脱したアートマン (ātman、我、雪魂、自己) は、私のいう「円のイメージ」における「円周」の「最終の究極的「場所」」へ達するものだ、とヒンドゥー的意味では考えられていると思つてゐる。⁽⁸⁵⁾ しかも、湛然は、かかる達成を端的にK段の末尾で「難陀は：解脱の為の故に戒を持ちて、後に阿羅漢果を得たり」とまとめて明示しているのである。一方、そのような「阿羅漢 (arhat)」は、当時のインドにおける仏教団周辺の通俗的用法では、特に「仏 (buddha)」と明確に区別して用いられていたようには思われず、それは、かかる究極的状態に達したあり方を示す、私が「不動心の比喩」と仮りに名づけている常套句中にも窺い知ることができるよう思う。その常套句とは、インドの最高神や仏や阿羅漢が、究極の不二の境地においては、苦にも樂にも、敵にも味方にも、平等で全く動じることのない状態にあることを比喩的に表現したものであるが、その状態を願う当時の仏教徒たちが、「私も仏となれますように (aham buddho bhaveyam)」と各自

口に唱えたとしても少しもおかしいことではないという経緯を辿っていたということを、アヴァ・アダーナ文献や（根本）説一切有部の律文献、あるいは大乗經典は伝えているのである。しかるに、その状態を求めるヒンドゥー的に言えばむしろ正統とするべき方法こそ「梵行」であったが、上記の文献群が出揃うような時代ともなれば、自ら苦行的「梵行」をなさずとも、「小善」によって「成仏」を果すことも可能であるという主張もありえたということを、(1)で考慮しておかなければならぬ。そして、その背景には「自己」(ātman)の解放という非仏教的通俗説もやはり仏教であるという一種の開き直りも滲透していたのではないかだろうか。しかし、「いかなるか邪見、いかなるか正見と、かたちをつくすまで(yavatīvam、死ぬまで) 学習」すべく、通俗説を仏教の「思想」「哲学」の観点から批判していくのでなければ、「自己」の肯定に胡床をかけて「自己」の「清掃(samūrājana)」に打ち込むことしかないことになってしまふのである。⁽²⁾

註

- (1) 小坂機融校註、道元『日本國越前永平寺知事清規』、小坂機融、鈴木格禪校訂・註釈『道元禪師全集』第六卷(春秋社、一九六九年)、九六一—一〇一頁参照。「ナンダ出家譚」とは、本稿のために私が仮りに名づけたものである。
- (2) 鎌島元隆『道元禪師の引用經典・語録の研究』(木耳社、一九六五年)、二二七頁参照。なお、一三四頁、一二七頁も参照され。

れたい。

- (3) 石井修道監修「道元禪師・瑩山禪師の引用經論・語録の研究」会編「永年元禪師清規」「知事清規」の出典研究(上)『宗学研究紀要』第三三号(二〇一〇年三月)、一一一—一三九頁、特に一一七一一八頁参照。結果のみを記すと極めて簡単なことになるが、(3)に至るまでは私なりの糺余曲折があり多くの方のお世話をもなつた。(3)では、その一端なりとも記し止めて謝意も表しておきたい。熊本英人氏とのペアで開始されたリレー講座「仏教・禅教団論」(前期担当鷹谷、後期担当熊本)が、今学年度でローテーション最後の三年目になるので、今年は、前期から後期への橋渡しとなるように、「禪苑清規」や「知事清規」にも少し言及しようと思い、春休みに若干それらを覗いた時に、本稿で取り上げることにした「ナンダ出家譚」に出会い、私は当時刊行直前であった後掲拙稿(後註17)との関係もあって、その内容が「律雜事」の「ナンダ物語」と密接するものであることはすぐ分かつたが、小坂前掲校註書(前註1)、九六頁では、「大寶積經」中の義淨訳しか指示されておらず、自力で検索した結果、湛然の「止觀輔行伝弘決」をも突き止めることはできたものの、こんな事実が我が学部の研究者に分かっていないはずはないと、春休みゆえ、少ない会議や集まりの機会にそんなことを口にする、奥野光賢博士からはすぐ様駒澤大学仏教学部研究室編『宗教學』II(更生社、一九七九年)、七六一七七頁の石井修道博士の記載を御教示頂き、池上光洋氏からは近々詳細な出典研究が石井博士下で刊行され更に継続されていくのではないかと石井上記監修論文のことを予めお教え頂いた。にもかかわらず、石井博士御本人には直接お伺いする機会を失していたので、お葉書でお聞きすると、すぐに充分すぎる情報をお葉書(本年三月十二日付、同十五日受領)で寄せて下さったのである。のみならず、私がこの件に関する本誌への寄稿を希望すると、その段取りをも夏休み前に

はつけて下さった。その意味で本稿を草する時間は充分あつたはずなのであるが、結局は締め切り近くなつてから腰を擧げることになつて、自分から執筆を希望していながら、粗忽な仕上りにならざるをえないことを恥ずかしく思つてゐる。その意味では、関係して下さつた方々の御好意に報いるには全く不充分なものながら、」の場を借りて諸氏に謝意を表しておあたご。

(4) 「仏教」の「三藏」中における「律藏」の性格については、拙書「唯識文献研究」(大藏出版、一〇〇八年)一九五—二〇一頁参照。

(5) 大正藏 一一卷 三二一六頁中一三二一八頁上参照。詳しく述べ本稿本文第二節冒頭に列挙の文献⑤参照のこと。なお、「知事清規」所引の典拠としての指摘例については、小坂前掲校註書(前註一)、九六頁の脚註を参照されたい。そこに引かれる経名の「胎藏經」に関する記述は、後註79参照。

(6) 大正藏、二四卷、二五一頁上—二五三頁上参照。詳しく述べ本稿本文第二節冒頭に列挙の文献①②参照のこと。本文献は、從来、出典としては度外視されていたようと思われる。

(7) P.ed. No.1035, De, 205a8-85; D.ed., No.6, Tha, 217b1-6.

(8) 以上の「式司余者」と「兵檢指導者」ノン、ノンドの沙弥の

師として振舞つてゐる「和尚」(upadhyāya, mukhan po)」のウバナンダとが、所謂「三師七証」中の「三師」である。ノン三師を中心とした問題については、拙書「法然と明惠—日本仏教思想史序説」

(大藏出版、一九九八年)、三九五—三九六頁、佐々木闇「出家とはなにか」(大藏出版、一九九九年)、一七七—一〇一頁、および、後註10、11参照のこと。gsang sje ston pa」(raho, nūśāsaka)を当てたのは、Mayutt, No.8730によるが、ノンの対応関係はより確度の高いものである」とが今後証されていくのではないかと推測される。「大正藏テベ検」によれば、義淨訳「屏教者」と同じ語は、他に「南海寄帰内法伝」に確認されるのみであるが、「屏教人」であれば、

「三例ほど」が認められるので、後者の方が義淨の訳語としては一般的であることが分かる。

(9) 恐らく、サンスクリット原語は bhikṣu-bhāva であつたと思われるが、私は難しい用語である。ノンに対応するペーリ語 bhikkhu-bhāva に対し、Rays Davids and William Stede, *The Pali Text Society's Pali-English Dictionary*, London, 1966, p.504, col. R. ノンは、「state of being a monk」ノンの語義が与えられているのをやめただけ活かしながら、ノンノンはかく訳しておいた。なお、平川彰『律藏の研究』(山喜房仏書林、一九六〇年)、五二一頁ではこのペー

リ語が「比丘性」と訳された上で「戒体」と同義と見做されている。(10) 「十種受具足戒」については、Pradhan(ed.), *Abhidharma-kosabhāṣya*, Patna, 1967, p.212, Il.3.9 : 本英訳、大正藏、二九卷、七四頁中一下；舟橋一哉「俱舍論の原典解明 業品」(法藏館、一九八七年)、一五五—一五九頁参照。また、「十誦律」を踏まえた「十種受具足戒」に関連する問題については、平川前掲書(前註9)、五一八—五一四頁を参照のこと。なお、十種の順序については、「俱舍論」と「十誦律」ノンは若干の違いがあり、前者で第九の「十衆受具足戒」は、後者では第十となることによる注意。

(11) Helmuth Eimer(ed.), *Rub tu 'byung ba'i gṣi : Die tibetische Übersetzung des Pravrajijāvastu im Vinaya der Mulasarvastivādins*, 2. Teil : Text, Asiatische Forschungen, Band 82, Wiesbaden, 1983, p.128 : P.ed., No.1030, Khe, 51a2-6. ただし対応の義淨訳、大正藏、二三卷、一〇三〇頁下では、「広如余説」として当該記載は省略されている。しかし、西本龍山訳註「根本説一切有部毘奈耶出家事」、国一經、律部、二二二・三八(三一五)頁の脚註57では、その詳説が「百一羯磨」にあると指示されるとおり、上記チベット訳ともほぼ同文が、大正藏、二四卷、四五五頁下に示されているので参考されたい。

(12) 「出家事」における二人の出家物語中の以下の「破僧事」中の定型句とも合致する箇所を指摘しておけば、P. ed. No.1030, Khe, 35b5-8・大正藏、二三三卷、一〇二八頁上である。しかるに、以上の

「」¹⁴と律藏の形成展開を考える場合に、単に「出家事」だけではなく、「十誦律」から根本説一切有部の律藏への大きな流れも常に考慮しなければならないであろうが、この側面の問題に関する今の私

の認識は、拙稿「(不動心の比喩)」特に *vasi-candana-kalpa* 覚え書『駒澤大学仏教学部論集』第四一号(1970年十月刊行予定)、前註2に認めた程度のものにしかすぎない。なお、この問題に関する

平川彰博士の御見解については、平川前掲書(前註9)、五六六一五六七頁を中心に、関連箇所を参照されたい。因みに、そのような箇所で、平川博士が「[出家事]から切り取られた仏伝」とおっしゃつて居る「仏伝」が、根本説一切有部では『四衆經(Catus-parisa-sūtra)』として後に経藏として独立することになったのか

おそれなことを述べた。

(13) Raniero Gnoli(ed.), *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu*, Pt. I, Roma, 1977, pp.205-206. 〃¹⁵ P. ed. No.1030, Ce, 101c3-b7; D. ed., No.1, Nga, 105b6-106b2・大正藏、二四四卷、一四五頁下・国一經・律部、二四一六四(一七〇) - 一六五(一七一)

頁も参考のよう。

(14) “*buddha-caksusā lokam vyavalokayanti*”¹⁶ こううのと類似の表現が、[アリタ・ヴィスター] や、[一万五千頃般若] でも用いられてゐるところでは、原田和宗『般若心経 成立史論』(大蔵出版、二〇一〇年)、九八一-一〇三頁を参照されたい。この句を含む一節は「常法(dharmatā)」とやれて居るわけであるから、その

常套句的用法は容疑に見出しあるのかもしないが、現時点で未詳。ただし、“*tū rāṭes tūrī divasasya buddha-caksusā lokam vyavalokya*” といふ部分だけの類似句について、平岡聰『説話の考古学—イハ

ド仏教説話に秘められた思想—』(大蔵出版、1990年)、一七一頁、定型句8.A. 参照。

(15) これとはほぼ同じ語句 “*kare kapolam datvā cintāparo vyavasthitā*”¹⁷ その意義の考察については、拙稿「弥勒菩薩半跏思惟像考」木村清孝博士還暦記念論集『東アジア仏教—その成立と展開』(春秋社、2001年)、四四九—四六二頁を参照された。

(16) ニの三連語については、平岡前掲書(前註14)、一七〇—一七一頁の定型句7.C. の最初 “*yujamānena ghatamānena vyāyacchamānena*” を参照のこと。因みに、ニの定型句中に、前掲稿(前註12)で考察した「不動心の比喩」の三句が含まれているのである。

(17) このサンスクリット語とチベット訳語との対応関係、および、その意味については、拙稿「仏教団における研究と坐禅」[駒澤大学研究紀要]第六八号(1990年11月)、二七九頁、二四八頁、註23参照。

(18) チベット訳は “*ruts nyung por byed pa ma yin*”¹⁸ であるが、*na kula-sākaram* “¹⁹ あくたんみて補ひて詠した。

(19) 「如來たちは」 も、ノハモのサンスクリット原文 “*na jāti-kula-gotraṇi parikṣante tathāgataḥ; karmāṇi tu parikṣante cira-kālakriyāṇi*”²⁰ をチベット訳は一頃であるかのよへに扱ひてあるのである。

(20) ニの箇所にあくべ、*bhiksū-bhāva* と *dge slong* *gi dngos po* の対応関係が確認される。その意味も含めて、ニの語について、前註9 参照のこと。

(21) 「坊主となり」と訳したサンスクリット原語は “*mundah samvittah*”²¹ であるが、*mundha* は Monier-Williams, A Sanskrit-English Dictionary, p.822, col.1 に “shaved, bald, having the head shaved or the hair shorn”²² である。若干、意訳気味があつれ

ないが、*samvriti* と合して、自動詞的意味を強めて訳したつもりである。いの漢訳は必ずしも一定していないうようであるが、「鬚髮自落」と訳されることが多いのも、「自然と坊主になつた」とが強調されているのかもしれない。因みに、この語を含む「の前後の義淨訳は、「善来応修梵行、：鬚髮自落、法服著身」である。「梵行」の讚美と結びついて、なに」とも人為的ではなく自然であることが貴ばれているのかもしれない。なお、道元『正法眼藏』「出家」では、「仏言善来比丘、鬚髮自落、袈裟著体」(岩波文庫本、下巻、一、三三頁) の典拠が『景德伝燈錄』卷一「摩訶迦葉伝」、大正藏、五一巻、二〇六頁上とされてゐるが、私としては、その典拠はやはり右の義淨訳のよくなインド側の經律に求められるべきものと思ふ。

(22) 以上にサンスクリット原文で示した箇所は、一種定型化されて頻出するもので、これについては、平岡前掲書(前註14)、一七〇頁の定型句7.B.を参照されたい。そこに示されている頃は、こゝでは省略されている。なお、そゝに示されるサンスクリットの *munditah* は *mundah* の誤り、*mundas* は *mundas* の誤りであろう。

(23) 前註12に示したシャーリップトラとマハーマウドガリヤーヤナ二人の出家物語中の定型句と前註22で指摘した定型句とを比較されたい。肝腎な点はほぼ同文である。

(24) 前註4で指摘の箇所参照。因みに、多くの場合「善」である「思想」「哲学」と、多くの場合「無記」である「習慣」「生活」とは、本来敵対するものではないが、実際面においては、苦行否定者は前者に、苦肯定者は後者に傾きがちであるかもしれない。いの問題に若干関係があると思われる」と、「飲諸酒(sura-mañeyā-madya-pāna)」を「性罪(prakṛiti-sāvadya)」へ見るか「遷罪(pratiṣeṣapāna)」へ見るか「遷罪(pratiṣeṣapāna)」へ見るかという議論があるが、哲学派(abhidharmika)が「遷罪」を主張するのに対し、生活派(vinaya-dhara)は「性罪」を主張していたようである。この件につ

いては、Pradhan, op. cit. (前註10), p.218, 114-p.219, 1.9: 舟橋前掲書(前註10)、一九二一—一九九頁を参照されたい。

(25) Monier-Williams, op. cit. (前註21), p.738, col.2 に *brahma-carya* を “study of the Veda, the state of an unmarried religions student, a state of continence and chastity” と説明している。いの話は、「性欲の節制(continence)」によるハイターナスを常に強く有しておらず、たゞえ「カヨータの研究」と謂われてゐても、その研究は、師匠と未婚の学生といつて閉ざされた師弟關係の下でなされるものなのである。しかるに、いの語は、仏教教団でも五種の *prātimokṣa* を守っている在家仏教信者(upasaka, upasika)が、一昼夜に限つて八種の *prātimokṣa* を守る場合には、前者の第三条「欲邪行(kama-mitīyā-cāra)を遠離する」という条項が、後者の第三条「非梵行(a-brahma-carya)を遠離する」という条項に変わつてゐるという形で、「習慣」「生活」面では比較的早くから滲透していくものと考えられる。従つて、ヒンドゥー的「習慣」「生活」の影響を受け易い律藏やアヴァダーナ文献や大乗經典中に「梵行(brahma-carya)」の用例が夥しいのもなんら驚くに当たらない。問題は、それに対する「思想」「哲学」面からの解釈なのである。私から見て、その好い例には必ずしもならないが、『俱舍論』にはさすが *brahma-carya* の用例は少なく、その解釈も「留捨寿行」の問題に絡むもののように、これについては、櫻部建『俱舍論の研究』界根品(法藏館、一九六九年)、二五三—一五八頁、櫻部建、小谷信千代『俱舍論の原典解明 賢聖品』(法藏館、一九九九年)、三九五—三九六頁を参照されたい。

(26) 池田四郎訳『バガヴァッド・ギーター』(インド古典叢書、講談社、一九八〇年)、二五八頁、上村勝彦訳『バガヴァッド・ギーター』(岩波文庫、岩波書店、一九九二年)、一二八頁参照。なお、「バガヴァッド・ギーター』第八章第一頌も参照のこと。

(27) 次の『バガヴァンダ＝ギーター』第一七章第一五頃による。

dāna-kriyās ca vividhātā kriyante moksakāñibhiḥ//

(28) 前註6参照。底本はそゝに示した文献①である。本来は全訳を

提示すべき性質のものであるが、紙幅と時間との制約により全訳は

後日を期した。

(29) ハの『雜宝藏經』第九六話を知りえたのは、次のような経緯による。道元の湛然の記載がある『止觀輔行伝弘決』の所収論たる『摩

諦止觀』の当該箇所は、大正藏 四六卷 四三頁下（仏教大系本、第三卷「三一一三四頁参照）であるが、これに対する、池田魯参〔詳解摩訶止觀〕地巻研究註釈篇（大蔵出版、一九九七年）、三三三頁の「如難陀、為欲持戒、雖得羅漢、習氣尚多」に関する註記に、「雜宝藏經」のこの箇所が指示され、その「取意」と指摘されており、私はこれによつて本經第九六話を知るに至つたのである。なお、石井監修前掲論文（前註3）、一七八頁、下段の註記には、「釈迦譜」卷二「釈迦徒弟孫陀羅難陀出家緣起第十一（出普曜經）（大正五〇・五九頁）にもある」と指摘されてゐるが、今のところ私はそれを「普曜經」中には見出しえてはならないものの『出曜經』、大正藏、四卷、七三九頁中一七四〇頁上には、この話がある。しかるに、上記の「釈迦譜」がその次に示す『雜宝藏經』（大正藏、五〇卷六〇頁上一六一頁中）こそが却つて今問題となつてゐる本經第九六話にほかならない。

いずれにせよ、かかる探索は今は本稿と直接関係はないものの、「ナンダ出家譚」の源泉を探る場合には、この種のアヴァダーナ文献の探索が必須となつてくることは言うまでもない。

(30)かかる推測にならざるをえないのは、「大正藏デベ検」による私の検索が間違つていい限り、湛然の記載と同文のものは「知事清規」にしかないという結果による。なお、私のこの推測については、関連諸文献に当つた後の本文中においても、また再度述べるで

ある。

(31) パーリ文献に基づくナンダにてこゝせ、Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names*, Vol.II, London, 1938, pp.10-11, 1.

(32) 底本には“dīge slong (比丘)”となるが、文献④にはハの語がない。これから出家し比丘になふといふ話なのであるから「比丘」はハの方が合理的である。なお、ナンダは世尊の弟とはいへども父は同じであるが、母は世尊の亡くなつた母の妹であるから、ナハダは世尊の異母弟である。

(33) チベット訳語とサンスクリット語との対応は、*Mujut*, No.8740による。語義と用例については、Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary*, London, 1953, p.338, col. L, “paścāchramana”の項参照。

(34) これに対応する義淨訳は「以莊濕額（留吉丸印）」である。チベット訳文中には「湿」に相当する語はないが、次の文に乾かすとするいとによつて「湿」相当のことが原文でも前提とされていたのである。

(35) チベット訳文は“Kun dga’ bo song la dGa’ bo'i skra dang kha spu bregz shig”である。ハの剃髪の儀礼化された定型句の意義については、拙稿「出家菩薩と在家菩薩」村中祐生先生古稀記念論文集『大乘仏教思想の研究』（山喜房仏書林、一〇〇五年）三一一八頁、特に、一二頁の(A)参照。

(36) このチベット訳語とサンスクリット語との対応関係は、前註13下の本文中に引用したサンスクリット原典の現存する「破僧事」中の両語対応の実例によるので、当該引用文の前半を参照されたい。kalpakaの語義と用例についてはEdgerton, op. cit. (前註33), p.172, col. R. の当該項目参照。義淨はハの少し後にあるkalpakaを「淨人」ふる訳しているが、これは、この語がパーリの kappa (淨法) とも

関連のあることを示唆しているのかもしれない。

(37) りのチベット訳から機械的にサンスクリット語を復元すれば、*vihārapāla* へだるが、この件を含め、この用語については、Jona-than Silk, *Managing Monks : Administrators and Administrative Roles in Indian Buddhist Monasticism*, Oxford University Press, Oxford / New York, 2008, p.110, n.32, pp.137-146 参照。更に、松田氏は、

眞迪「インド仏教団史における淨人の考察」[曹洞宗研究生研究員研究紀要]第一四号(一九八一年七月)、一三七—五四頁、同「vihāra-pāla」と寺主(vihāra-svāmin)」[印仏研]三一一(一九八二年十一月)、三一三—三一五頁も参照のこと。なお、松田氏は、そ

の論文前者、一四一頁で、前註36で触れた *kapaka*/*kappaka* に關し、それが『善見律毘婆沙』で「淨人」の意味に用ひられるといふ解釈例のあることにも言及されてゐる。

(38) 「牛の新しい糞を塗り着けるぐれりあつ」に相当するチベット訳文は、Ped, “ba lang gi lci ba sar pas bskted (bskyeng) nul bya,” (115a8), D.ed. “ba lang gi lci ba sar pas skyong nul bya,” (120a7) であるが、下線部分が私には不明。ノリドバ、張怡孫主編『藏漢大辭典』(民族出版社、一九九三年)、一八三頁左、「bskyal nul」によく、かく訂正して読む。

(39) チベット訳は “dri dang/ me tog dang/ bbug spos” で、サンスクリット原語は、*gandha-puspa-chhupa* などへあつたと考えられる。

当時の教団の *caitva* や *stupa* などを飾るのに用いられたものか。

(40) ノリの *adhisthana* よりびその動詞 *adhi-STHĀ* については、渡辺照宏「*Adhisthana* (加持) の文献学的考察」(初出、一九七七年)「渡辺照宏仏教学論集」(筑摩書房、一九八二年)、四五九—五五五頁を参照されたい。その意味は、「仏または菩薩が衆生を守護し教化し指導する目的で、慈悲心から超自然的な現象を生ぜしめること」(同、五四九頁)であるが、本文献でもその意味で用いられ、しか

も動詞でも用ひられている。

(41) 「回廊」と訳すのが正しいかどうかは分からないが、カッコ内に示した同語の *Meyut*, No.5516 における対応関係により、サンスクリット語を *vihī* として Monier Williams, *op. cit.* (前註21), p.1005, col.1 の同項目中 “a terrace in front of a house” に従つて訳したものである。

(42) チベット訳は “btag rgyal por gsur nas 'di bas ches lhag pa'i gtsug lag khang byas 'gro 'o” であら拙訳中の補いは過剰であるかもれないが、義淨訳は、一五一頁下、一六六行—二三行

であるが、E段の冒頭のほんの一部しか有しない文献④(5)に於ては、後註78下の本文所引箇所を参照された。

(43) 以下に示す底本である文献①のE段末尾とF段冒頭箇所の所在を明示しておけば、P.ed., 115b7-116a2; D.ed., 120b7-121a2 である。これに対応する文献②の義淨訳は、一五一頁下、一六六行—二三行であるが、E段の冒頭のほんの一部しか有しない文献④(5)に於ては、後註78下の本文所引箇所を参照された。

(44) *Viśākha-Migāramātā* については、赤沼智善『印度仏教団有名詞辭典』(一九三一年、法藏館複刊、一九六七年)、七七一—七七四頁、*“Viśākha-Migāramātā”* の項、および、Malalasekera, *op. cit.* (前註31), pp.900-904, 5. *Viśākha* の項参照。『大智度論』、大正藏、一二五卷、一八頁上では、「毘舍併弥伽羅母」と訳されている。

(45) 前註12を参照の上、必ずしも「律雜事」の成立が遅いと明言されてゐるわけではないが、平川前掲書(前註9)、六一〇頁、六三五頁、七六三—七六五頁などを参照のこと。

(46) 後註78下の本文中に示される文献④(5)のE段を押えた上で、その前後の本文を参照されたい。

(47) これは一種の決まり文句的な挿入句中の一複合語である。その全体は、平岡前掲書(前註14)、一八〇頁に、定型句 8. G. “asammosadharmañño buddhā bhagavantah” として列挙されている

のや、その訳文と出典と共に、参照された。意味するところは、仏世尊は不忘失ゆえ、常に世界中に眼を配り、 NANDA のような粗相があれば、慈悲により庇つてやる、といふものである。

(48) このチベット訳語は単なる音写なので、そのサンスクリット原語が *turuṣka* であったことは間違いない。ただ、私には、前註 39 で触れた *dhpāc(dbug spos)* といふ違うのかはつきりせず、両語とも「乳香」と訳しているが、かかる処置が非常に不味いといふことだけははつきり自覚されている。義淨訳は「(化彼不淨令作)蘇合香油」であるが、問題の訳語以外の「化・令作」に相当する「加持」については、前註 40 参照のこと。

(49) ヒのサンスクリット語を想定するのは、*Bunyu Nanjo* (ed.), *Lankāvatāra Sutra*, p.2, 115 の “udānam udānāvati sma” に対する P. ed., No.775, Ngu, 61b1-2 に “ched du bijod pa ched du bijod pa mazad do” へある。¹⁰

(50) 教団拘留罪第一条に抵触するのではないか、との危惧を示唆する。その第一条については、後註 58 下の本文所引のものを参照されたり。

(51) *Mayut*, No.9214 に、¹¹ 先の直前の No.9213 の *prajñāpīt u bca*

pa の対応に従属するように *anuprajñāpīt u tjes su bca pa* の対応が示されているが、ヒでは、これを意味しているであらう。No.9213 が最初の基本的制定であるのに対して、ヒの No.9214 相当の意味は、その最初の制定に付随した制定を指す。従つて漢訳の律藏にいう「隋制」を意味するであろうが、このでのサンスクリット語は *anuprajñāpīt* という名詞ではなく、その動詞形の受動態かもしれない過去分詞かと思われるが、私は実際の用例を確認していない。

(52) 「精液囊」と和訳した原のチベット訳語 *dzag snod* については、張編前掲辞書（前註 38）、二三四一頁左の当該項目の第一義に “thig lei dzag snod” として「滑精囊」と記してあるのによる。にもかかわ

らず、私には、その具体的形状はよく分からないが、漏れた精液を受け容れるコンドーム状の袋で、紐状のもので男根に装着するのではないかと想像している。

(53) 文脈上、これも前註 52 と同じ用具を指すはずであるが、その場合と同様、この *sgrēu* に対応するサンスクリット語がなんであるかは、現時点では未詳。因みに、格西曲礼「藏文辞典」（民族出版社、「一九五七年」）、「一九」[頁では、「sgrēu」の項目に対し]、*dzag snod* とも *sgrīu chung* ともいわれると書いて記されている。

(54) この箇所と対応する義淨訳には、「熟之當用洗已曬乾」とあり、チベット訳では、洗つて擦つて乾かすという三過程が、熟て洗つて乾かすと二三過程になつているようと思われる。

(55) ヒに「汚してまた後」と和訳した原のチベット訳は “dbra dber gyur nas” であるが、正確な語義は私には分からぬ。

(56) 「粉末を振りかけるべきである。」より「煉瓦の粒を振りかけたのだ」に対応するチベット訳は “Ped. ‘phru glugs par bya’ o!.....so phag gi bur ma dag glugs pas”, D. ed. “phru blugs par bya’ o!..... so phag gi bur ma dag blugs pas” である。しかし、これに対応する義淨訳は、「應將物織（可安沙土）」とあるだけなので、チ

ベット訳依用のサンスクリット原典の方がより規制が細かく加えられていたのではないか（従つてこの箇所は義淨訳のサンスクリット原典には基本的にはなかつた）と推測される。チベット訳の *phru* と *so phag* との違いも私にはよく分からぬが、文脈上は、後者の方が大きい粒であろう。なお、上記の義淨訳のカッコ内の文は、これ以下のチベット訳に基本的に対応している。

(57) *mchod rten* に対応するサンスクリット語は、*stūpa* や *caitya* もありうるが、義淨訳の「制底」により、ヒでは後者を選んでいる。しかるに、両者とも教団内に設置されていたもので、信仰対象として両者間にそれほど大きな違いがあるわけではない。それゆえ、チ

ベット訳も method ḥten と同様で訳してもそれほど違和感を感じなかつたのであるべ。

- (58) サンスクリット文は、A. C. Banerjee, "The Prātimokṣa-Sūtra," *The Indian Historical Quarterly*, Vol.29, No.1, 1953, p.170 による。チベット訳は、P. ed., No.1032, Che, 187b3 による。漢訳は、大正藏、一一三卷、六八一頁上じよく。saṅghavāsā (僧残、教団拘留罪) 全体およびその第一条の問題については、平川彰『二百五戒の研究』I (平川彰著作集、第一四卷、春秋社、一九九三年)、三五七—三九六頁を参照されたい。

- (59) 文献④⑤のE段に辛うじて残つたと考えられる全文については、後註78下の本文所引のものを参照された。

- (60) ここで「研究」と訳したチベット訳語 ḡlon pa とサンスクリット語 pāṭha の対応は必ずしも確定したものではないが、同じような対応語には klog pa と adhyayana がある。私は、それを合して広く「研究」と捉え、それを「坐禅」と対峙させてくるが、しかし、それは実際に教団内で認められた対峙現象である。この件については、前掲拙稿(前註17)、二八四—一三三頁、全体の中におけるこの箇所の用例については、同、二七一頁の例⑬を参照された。
- (61) チベット訳語の "dri" をり) では「応香料」と訳しておいたが、文脈上は、塗ることによって色を着けることである染料のようなものと考えられる。しかし、かかる条件を兼ねた、これに対応するサンスクリット語を私は想定するところが、漢字のために、やめない。なお、一いち註記するには略すが、義淨の音写を重視する限り、この直前に和訳した「仏塔」の原語は caiyya、これの少し後に和訳した「仏塔」のそれは stupa となるが、前註57に述べたように、どちらであつても今の場合大差はない。いずれにせよ、如來の頭髪や爪を奉つていると信じられている「仏塔」なのである。
- (62) 前註51を参照のり)。

- (63) 以上の世尊の発言は、義淨訳によれば、「心以香泥隨意塗拭、不得画作衆生形像。作者得越法罪。若画死屍或作觸體像者、無犯。」とあるが、チベット訳にはない傍線部分は、「隨制」の形式に整えよべとした義淨の補足のようにも思われる。しかるに、かかる『律雜事』の規制は、両訳に共通する部分だけから考えても、既にその時代には、仏塔やその周辺の壁などに彩色したり作画したりする事がむしろ積極的に容認されていたことを確實視ねせるのである。従つて、り)で我々が、例えば『法華經』に "ālekhyā bīttau sugarāna bimbam (壁に善逝たちの像を描いて)" (II-94b) と述べてゐるのと想起するのも決して無駄ではないであら。

- (64) 「香醉山」については、Pradhan, *op. cit.* (前註10), p.162, II.16.23: 「俱舍論」玄奘訳、大正藏、一九卷、五八頁上: 山口益舟橋一哉『俱舍論の原典解明 世間品』(法藏館、一九五五年)、三七九—三八一頁参照。この山は、「無熱惱 (Anavapita)」池と四大河の水源を「大雪山 (Himavat)」とぞ開む、いわば地上 (Jambūdvipa、瞻部洲) の最果てにあるものである。舞台は、この後、天と地獄へと変わっていくわけであるから、釈尊は、まず、ナンダを地上の極地へ案内したところ) とを、物語作者は意図してゐるのである。
- (65) 「百分の 1」 云々、り) に附ねたのでの和訳に対応するチベット訳文は "biṇyā'i char yang nye bar mi mchi / stong gi char yang / brgya stong gi char yang / granges dang / bgrang ba dang / cha dang / rrisis dang / dpe dang / regur yang nye bar mi mchi site /" (P. ed., 11702-3; D. ed., 12202-3)、り) では後者に従つて) であるが、り) の一種定型的な表現について、拙書『唯識の解釈学「解深密經」を読む』(春秋社、一九九四年)一一二頁を参照されたい。類似の表現は、「般若經」「法華經」「華嚴經」「無量壽經」などの大乘經典にも頻出するが、今は「八千頌般若經」のみを示しておけば P. L. Vaidya (ed.),

Aśtasāhasrikā Prajñāpāramitā, Buddhist Sanskrit Texts, No.4, Darbhanga, 1960, p.81.130-p.82.11.「*satataññān* api *kalāññān* *api* *gananāññān* *api* *upamāññān* *api* *aupanyam* *api* *upaniśāññān* *api*

(66) 「三十三天」のこと。Pradhan, *op. cit.* (前註10), p.167,

1.12.p.168, 1.14 : 「俱舍論 玄奘訳 大正藏 一九卷 五九頁下—六〇頁上 : 山口 舟橋前掲書 (前註64)、四〇一一四〇七頁参照。

(67) りのチベット訳語で「大宮殿」を意味するサン스크リット語は *vimāna* とすべきかかもしれないが、まだ特定できない面が私には残っているので、ここに註するに止めておく。

(68) 前註65の場合と同じにつき、そこを参照のこと。

(69) いのでは、禁止ゆえ、否定されるべき事柄となつてゐるが、教団内の普通の状態では「黙説」「音説」も行はれていたわけである。そのサンスクリット原語がなんであつたかについては若干問題もあるが、広い意味では仏教の「研究」といつてよいわけである。これについては、前掲稿 (前註17) を参考されたい。

(70) 義淨訳は「囚寂」であるが、このチベット訳語からみて、サンスクリット原語が *nirvāṇa* であつたことは間違いない。*nirvāṇa* の意味については、松本史朗「解脱と涅槃—この非仏教的なるもの—」[縁起と空—如來藏思想批判—] (大蔵出版、一九八九年)、一九一一二二四頁参照。

(71) 「地獄」のあちこちの悲惨な様子を詳細に比較するのも非常に興味のあることではあるが、ここでは略す。「地獄」については、

Pradhan, *op. cit.* (前註10), p.162, 124-p.165, 1.9 : 「俱舍論 玄奘訳、大正藏、一九卷、五八頁上—五九頁上参照のこと」。

(72) 「地獄の住处より消えし」より、りに至るまでの文献①のチベット訳に対応する文献②⑤の義淨訳は、ともに「從地獄出、至迦多林、即告難陀及諸苾芻曰。內有三垢、謂是姓欲曇恚愚痴、是可棄捨、是應遠離。汝(法)當修學。爾時、世尊住迦多林、未經多日、為欲隨緣化衆生故、與諸徒衆、往占波國、住揭伽池邊。」であるが、傍縫部分はチベット訳にないことを注意されたい。義淨訳は「三垢」の除去という形での不淨からの解脱を目指す方向性が強く、「梵行」がチベット訳以上に強調されているのかもしれない。

(73) チベット訳「*maNgal du jugs pa zhes bya ba'i chos kyi man grangs*」(P ed, 120a3-4; D. ed, 125a1) から推定されるサンスクリット題名。文献②⑤の義淨訳は、ともに同じく「入母胎經」とするが、しかし、②の律文献の中では経名を出すのが自然であつても、⑤では大乗經典中に経名を示すということになり、その例は比較的多くないわけではないが、やはり不自然さは残るであろう。

(74) 原漢文の所在については、本文第二節冒頭に列挙した文献⑦を参照のこと。その訓説については、岡教遼訳、杉本卓洲校訂「雜宝藏經」、国一經、本縁部一 (大東出版、一九三一年初版、一九七四年第二刷)、一四〇(一六四)頁—一四三(一六七)頁を参考にした。

(75) 文獻⑦以外は「香醉山」としているものを文献⑦は「阿那波那山」とする。国一經、本縁部一、一四一(一六五)頁、補註六では、疑問符を付して *Anāpāna* とするが、そのような名の山があるか未詳。

(76) Sundariの音写。義淨訳の音写が「孫陀羅」であるのに対して「孫陀利」となつてゐることに注意されたい。湛然が採用しているのは、いわゆる「孫陀利」の方である。

(77) *trāyastriñśa deva-* (三十三天) の音写。前註66の「三十三天」参照のこと。

(78) その所在については、本文第二節冒頭に示した分野細分中のF段の文献④⑤参照のこと。文献①のG段とのつながりにおけるF段の位置取りについては、前註43、および、その註番号下の本文所引の文を参照されたい。なお、文献④では、*Mrgaramārī* のチベット訳名が、通常の *Ri dags 'zin gnyi ma* ではなく、*Ri dags dgra'i ma*となつていることに注意を促しておく。

(79) 以下の対照において、最も基本となるべきは、湛然『止觀輔行伝弘決』、大正藏、四六巻、二六九頁上―中であるが、石井監修前掲論文（前註3）、一一七―一八頁では、これが下段に示され、上段には、小坂前掲校註書（前註1）九六、九八、一〇〇頁の道元『知事清規』における引用文が示されていて、上下の対照が容易なので、私も基本的にはこれに基づいて対照を行う。しかも、この対照の箇所に限り、上記の石井監修論文は「石井」、小坂前掲校註書は「小坂」と略称す。ところで、湛然、および、彼を踏襲した道元は、この一文を、本文の以下の引用では略したもの、「(入) 胎蔵經云」として書き出しているが、これは文献⑤の「仏説入胎蔵經会」を独立の経名のようにならんが改めたものであろう。その際に、湛然の脳裏には、この文献が、当の文献⑤は勿論、文献①においても、「入母胎經」と呼ばれているという、前註73で指摘したような事実も作用していたかもしれない。

(80) 湛然の「宅」に対し、道元は「一宅」とす。

(81) 湛然に「過」の字あるも道元になし。

(82) 湛然の「且」に対し、道元は「旦」とす。以下にある「暮」と対句にする意図が道元にあつたかもしれないが、湛然の方が原の文脈に合致す。

(83) 湛然は「令難陀作知事」とするが、道元にはこの文中の「令」が欠如している。あつた方がよいであろう。

(84) 湛然に「如」の字あるも道元になし。

(85) 湛然の「校」に対し、道元は「校」とせず、「石井」、一九〇頁、註5が記すとく、版本により「挾」とあるか「挟」とあるかである。「校」の方がよいだろう。

(86) 湛然のこの箇所は、大正藏、二六九頁上、一九行に「取薪牛糞」とあり、これに対する異説もなんら示されておらず、この四字のままで全く問題はないのであるが、道元門下にはこの正しい読みが全く伝えられていなかつたらしい。インドでは、剥離した壁などを修理するのに牛の新しい糞を塗り込める手法が取られるが、「取薪牛糞」はその状況を写し、前註38で示したチベット訳もこの点では全く同じである。ただし、道元門下だけは、そうではなかつたよう、「小坂」、九六頁では、「取薪除牛糞」の読みが採られた上で、「薪」は周本で「新」とあること、「除」は周本でないことが註されている。しかし、この周本（永平寺一五世光周書写本）が正しいにもかわらず、残念ながら、永平寺五〇世玄透即ち下で刊行された「小坂」の底本では「取薪除牛糞」となつてしまつてゐるのである。従つて、これに従つた「小坂」、九七頁、九九頁の訓説では、「薪を取り牛糞を除き」とされ、修理方法が全く逆なことになつてゐる。しかも、最も新しい成果である「石井」、一一七頁、下段、一二行でも、かかる道元門下の誤りが影響したためか、本来問題のなかつた大正藏の「取薪牛糞」までが「取薪除牛糞」と「除」の字を加えて誤つたものになつてゐるのである。

(87) 湛然の「晚」に対し、道元は「晚」とす。しかし、門を開けるのは「晚」ではなく「曉」ゆえ、前者が正しい。

(88) 湛然の「捉」に対し、道元は「投」とす。

(89) 前註88に同じ。

(90) 湛然に「及」あるも道元になし。

(91) 湛然に「天女」あるも道元になし。

(92) 湛然の「相違」に対し、道元は「相違」とす。

(93) 他の文献でいえば、前註70で示した箇所に相当するところである。従つて、この「寂滅」とは、前註70でも記したように、文献①④のチベット訳から判断して、そのサンスクリット原語は確實に *nirvāna* であると見做しうるものであり、また、文献②⑤の義淨訳の示す「円寂」とも想契うものである。しかるに、湛然がそれによつて大粹を押えたと思われる文献⑦には、この位置に明確に対応する語がないので、彼は、義淨訳の「円寂」によつて「寂滅」という表現を選んだのかもしれないと考えられる。

(94) 前註88に同じ。因みに、この箇所について補足しておけば、衣角を捉らしめたまゝのは世尊であり、実際に地獄のあちこちを見て回るのが難陀である。なんでもお見通しの世尊は、「一箇所に立つておられるだけで、一緒に難陀に付いて回る必要はないと言わなければならぬ。

(95) 鏡島元隆「道元禪師とその門流」(誠信書房、一九六一年)、二一頁において、鏡島博士は、胡適博士の慧能や神会の中国における禅確立の評価を踏まえながら、「印度一般の生天を目的とする坐禅が涅槃(悟り)を目的とする禅に転回されたところに、釈迦の印度的な転回があり、禅を悟りの宗教として、悟りから坐禅を解放したところに慧能の支那的な転回があるとすれば、坐禅を悟りへの修行から悟りからの修行に転回した道元禪師は、坐禅の歴史における日本の転回として期を画したものといえよう。」と、この湛然の記載、従つて道元の引用とも合致するような解釈を述べておられるが、「梵行」が肯定されている限りは、「生天」を目指そゝが「涅槃」を目指そゝが、「転回」などは起りえないと考えられる。この鏡島書は、今回「石井修道博士の御教示によつて、初めて実際手にして読む機会を得たものであるが、これを読んで、かつて私が言及したことのある胡適博士の慧能や神会に対する評価について、鏡島博士が夙に触れておられたことを今頃になつて知るという醜態に見

舞われたことを思い知らされた。その私の言及については拙稿「本覚思想批判」(大蔵出版、一九八九年)、三八一—三八二頁、同「道元と仏教」十二卷本「正法眼藏」の道元一(大蔵出版、一九九二年)、一四四頁、一八二頁、註19を参照のこと。ただし、胡適博士の評価への対処の仕方は、鏡島博士と私とでは全く逆であるが、この機会に、私の蒙を啓いて下された、石井修道博士の御教示に対し、感謝の誠を捧げさせて頂きたいと思う。

(96) 松本前掲論文(前註70)参照。

(97) この私見については拙稿「安然『真言宗教時義』の『本迹思想』—駒澤短期大学研究紀要第三号(二〇〇三年三月)、一〇三—一九七頁、前掲拙稿(前註17)、一四二頁、註50参照。

(98) 前掲拙稿(前註12)の全文を参照のこと。

(99) 私の「成仏」や「小善成仏」に関する見解については、拙稿「初期大乗仏教運動における『法華經』—*uddisaya* の用例を中心として—」「勝呂信靜博士古稀記念論文集」(山喜房仏書林、一九九六年二月)、二三五—二五〇頁、同「成仏ノート」「駒澤短期大学仏教論集」第二号(一九九六年十月)、二七二—二五一頁(前掲拙書(前註8)、三六一—三九一頁に再録)、同「法華經」と「無量寿經」の菩薩成仏論」「駒澤短期大学仏教論集」第六号(二〇〇〇年十月)、二八八—二四八頁、同「貧女の一灯物語」「小善成仏」の背景(1)ー「駒澤短期大学研究紀要」第二九号(二〇〇一年三月)、四四九—四七〇頁(横)、同「貧女の一灯物語」「小善成仏」の背景(2)ー「駒澤短期大学仏教論集」第七号(二〇〇一年十一月)、三〇六—二七一頁、前掲拙稿(前註15)、拙稿「法華經」の対極にあるもの「望月海淑編『法華經と大乗經典の研究』(山喜房仏書林、二〇〇六年)、五七一八四頁参照。なお、以上の拙稿に対する言及はないが、「法華經」に関する最近の研究成果には、松本史朗「法華經思想論」(大蔵出版、二〇一〇年)があり、「小善成仏」

については、その、四七一四八頁、四八二一四八六頁、五三〇一五五五頁などを参照されたい。

(100) 以上の中、「いかなるか邪見・學習」は、道元の「三時業」の卷を踏まえているが、これについては、拙稿「大学の理念」『駒澤大学仏教学部論集』第三八号(1100七年十月)、四一四頁、註23「自己(ātman)」や「心(citta)」の「清掃」については、前掲拙稿(前註17)、二六六頁を参照のこと。下手をすると、

近々、かかる「自己」や「心」が大学の建学の理念ともされかねないので敢えて蛇足を加えた。しかるに、後者の問題で依用したAvadānasatkaおよび『撰集百縁經』について、その後、辛嶋静志博士より、その成立は早いものではないとの御教示と共に、出本充代「『撰集百縁經』の訳出年代について」『パーリ学仏教文化学』第八号(1995年五月)、九九一—〇八頁のコピーまで頂いた。こゝに記して感謝申し上ると共に、いずれ訂正の機会を持ちたいと思つてゐる。

(11010年十一月十三日)

補足

脱稿後に気付いたことが二つあるので補足しておきたい。(1) 本稿、註61で触れた「如來の頭髪や爪の仏塔」註38で触れた「牛の新しい糞」に関しては、Gregory Schopen, *Buddhist Monks and Business Matters: Still More Papers on Monastic Buddhism in India*, University of Hawai'i Press, Honolulu, 2004, pp.260-263の“*tathāgata-kesā-nakha-stūpa*”“*sukumārī gonyaya-kārī*”を中心に関連事項を参照のこと。(2) 「律雜事」に特有のE段にあるナンダとヴィンヤーカー＝ムリガーラマートリの話は、「薩婆多部毘尼摩得勒伽」、大正藏、一三三卷、五九一頁上に、「有女人礼比丘足。比丘精出。尋生疑惑。乃至仏言。不犯。如毘舍佉鹿子母。一二頭面、礼比丘足。至長老難陀足。難陀即失不淨。墮鹿子母頭上。鹿子母起已」

両手摩頭。」とあるので参照されたい。(11010年十月二十六日)

付記 本稿で取り上げた「ナンダ出家譚」と直接関係するわけではないが、根本説一切有部の『律分別(Vinayavibhāga)』の教団追放罪第一条に関する記載中(義淨訳、大正藏、一一三卷、六三一頁、二九行・Ped. No.1032, Che. 32a6 以下)に、商人ナンダ(Nanda、難陀)の子、スンダランダ(Sundararanya、孫陀羅難陀)の物語がある。本稿で問題としたナンダとは別人であるが、話としては非常に類似した点があり、インドにおけるアヴァダーナ説話の展開史の上からは必ず考慮されるべきであるが、この方面的考察は別な機会に譲りたい。

(11010年十一月十七日)

再付記 本稿で取り上げた「ナンダ出家譚」と直接関係するわけではないが、根本説一切有部の『律分別(Vinayavibhāga)』の教団追放罪第一条に関する記載中(義淨訳、大正藏、一一三卷、六三一頁、二九行・Ped. No.1032, Che. 32a6 以下)に、商人ナンダ(Nanda、難陀)の子、スンダランダ(Sundararanya、孫陀羅難陀)の物語がある。本稿で問題としたナンダとは別人であるが、話としては非常に類似した点があり、インドにおけるアヴァダーナ説話の展開史の上からは必ず考慮されるべきであるが、この方面的考察は別な機会に譲りたい。

(11010年十一月十七日)